

第二百十回 参議院 法務委員会 會議録 第十号

令和四年十二月八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月七日

加田 裕之君

森 まさこ君

山崎 正昭君

山本佐知子君

十二月八日

高橋はるみ君

高橋はるみ君

堀井 巖君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

足立 敏之君

越智 俊之君

小林 一大君

古庄 玄知君

山東 昭子君

高橋はるみ君

福岡 資麿君

堀井 巖君

和田 政宗君

石川 大我君

福島みずほ君

佐々木さやか君

梅村みずほ君

補欠選任

足立 敏之君

小林 一大君

越智 俊之君

高橋はるみ君

補欠選任

堀井 巖君

国務大臣

法務大臣

副大臣

文部科学副大臣

厚生労働副大臣

大臣政務官

総務大臣政務官

外務大臣政務官

事務局側

常任委員会専門

員

政府参考人

内閣官房内閣審

議官

総務省大臣官房

政策立案総括審

議官

総務省大臣官房

審議官

総務省自治行政

局選挙部長

法務省大臣官房

政策立案総括審

議官

法務省大臣官房

司法法制部長

法務省民事局長

法務省刑事局長

法務省矯正局長

法務省人権擁護

局長

法務省訟務局長

出入国在留管理

庁次長

公安調査庁次長

外務省大臣官房

鈴木 宗男君

仁比 聡平君

齋藤 健君

築 和生君

伊佐 進一君

杉田 水脈君

秋本 真利君

久保田正志君

外務省大臣官房

参事官

文部科学省大臣

官房学習基盤審

議官

文部科学省大臣

官房審議官

文部科学省総合

教育政策局社会

教育振興総括官

厚生労働省大臣

官房審議官

松尾 裕敬君

寺門 成真君

里見 朋香君

森友 浩史君

野村 知司君

本多 則惠君

日原 知己君

○委員長(杉久武君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(杉久武君) 民法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○古庄玄知君 おはようございます。自民党の古庄玄知です。

民事局長にお尋ねいたします。

今回、かなり大幅な改正、特に民法なんですけれども、その中でも親族に関わる分野に改正が行われますけれども、そこに至った経緯についてお尋ねいたします。

○政府参考人(金子修君) 今回の改正、無戸籍者問題、それから児童虐待問題という二つの問題への対応が中心になります。まず、無戸籍者問題は、国民でありながら戸籍という社会的な基盤が与えられておらず、社会生活上様々な不利益を受けるという人間の尊厳にも関わる重大な問題であると言えます。

これを踏まえまして、法務省は、平成二十六年から法務局において無戸籍者の把握と無戸籍状態解消のための寄り添い型の支援を継続し、民事基本法制の見直しにつきましても、平成三十年九月以降、嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会に担当者が参加するなどして検討を進めてきたところです。

また、児童虐待問題に関しましては、平成二十三年の民法改正により、民法の懲戒権が子の利益のために行使されるべきものであることを明示するなどの改正が行われましたが、その後も虐待事件が相次ぐなどしたことから、令和元年の児童福祉法等の改正により児童虐待防止法に親権者の体罰を禁止する規定が設けられ、その附則におきまして懲戒権に関する規定の在り方に関する検討規

○委員長(杉久武君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

民法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、法務省民事局長金子修君外二十名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

定が置かれ、令和元年六月からは監護権の在り方に関する研究会における検討が進められてきました。

これらの検討を踏まえまして、無戸籍者問題及び児童虐待問題に関し、令和元年六月、法務大臣から法制審議会に対し、民法(親子法制)の見直しに関する諮問がされ、同年七月から民法(親子法制)部会が調査審議が進められました。そして、令和四年二月、民法(親子法制)等の改正に関する要綱が法務大臣に答申され、法務省においてその要綱を踏まえた立案作業を進め、今国会に本改正法案を提出した、このような経緯がございます。

○古庄玄知君 それでは、本改正法案の意義につきまして、法務大臣にお尋ねします。

○国務大臣(齋藤健君) 本改正法案は、親子をめぐる社会状況の変化に対応し、民法の嫡出推定制度に関する規律を見直し、生まれた子について母等が出生届の提出をちゅうちよする原因を取り除くことにより無戸籍者問題の解消に資するものと認識をしております。

また、このような嫡出推定制度の見直しに伴い女性の再婚禁止期間を廃止するとともに、同じく、実親子関係に関する規律である認知無効の訴えについて、提訴権者及び出訴期間を制限する規律を新設する、そういったことを行うこととしており、これらの点についても身分関係のより早期の安定を図る観点から大きな意義を有するものと考えています。

さらに、民法の懲戒権に関する規定等の見直しにつきまして、児童虐待を行う口実にされているとの指摘があることから、これを削除することにも、民事基本法において親権者の監護、教育の在り方を示すものであり、児童虐待防止に向けて重要な意義を有するものと認識をいたしております。

○古庄玄知君 ありがとうございます。

それでは、嫡出否認に関しまして御質問させていただきます。

今度、改正法の中で、子の利益を害することが

明らかなきときにつきましては嫡出否認を行うことができるという文言が出てくるんですけれども、子の利益を害することが明らかなきときという意味について、民事局長の方にお尋ねいたします。

○政府参考人(金子修君) 改正法案民法第七百七十四条第三項ただし書が規定する子の利益を害することが明らかなきときにつきましては、子の福祉を図る観点から個別具体的な事案に応じて判断されるべきものでございます。

その上で、同項ただし書の趣旨が、母は嫡出否認の目的である父子関係の当事者ではなく、母の母による否認権の行使によって子の利益が害されることは相当ではないという点にあることを踏まえまして、子の利益に害することが明らかなきときの意義につきましては、母による否認権の行使が子の利益を害する意図で行われるなど、権利の濫用に当たることが明らかと、明らかと言えりかといった観点から判断されるものと考えております。

○古庄玄知君 ありがとうございます。

そうしたときに、子の利益を害することが明らかなきときというのは、具体的にどういうケースを想定しているのでしょうか。民事局長にお尋ねします。

○政府参考人(金子修君) いかなる場合に子の利益を害することが明らかなきときかにつきましては、最終的には個別具体的な事案に応じた判断されるべきものでございますが、一般に、母が自ら子を養育する意思や能力もなく、父を失うことで子が困窮するにもかかわらず、父子関係を断絶させる目的で嫡出否認をするような場合が該当するかと考えられます。その他、親権を行う母が虐待をしており、父による親権喪失の審判の申立てを排除する目的で否認権を行使するといったような場合にも、子の利益を害することが明らかであると考えられます。

○古庄玄知君 その文言の中に、子の利益とか、明らかといった、こういう評価を伴うような文言があります。こういうふうな評価を伴う要件だと、その判断者によって評価が異なってしまうというふうな懸念があるんですけれども、この点について法務局の方はどのように考えているのでしょうか。民事局長にお尋ねします。

○政府参考人(金子修君) 御指摘の要件につきましては、一定の評価、すなわち規範的判断が伴うということになります。

このような要件とした趣旨は、個別具体的な事案に即した適切な判断を可能とし、もって子の福祉を図るという点にございます。最終的には裁判所の判断ということになりますが、裁判所の審理におきましては、このような規律の趣旨を踏まえ、た上で個別具体的な事案に即した判断がされるものと考えており、事実ごとに判断者が異なる場合を想定しても適切な解決が図られるものと考えております。

○古庄玄知君 ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきますけれども、本改正法案では、子供の否認権について、親権を行う母、それから親権を行う養親又は未成年後見人が行使する場合、子の利益を害することが明らかなきときはこの限りではないという規律が設けられていないのですが、そこで差を設けたのはどういう理由からでしょうか。民事局長にお尋ねします。

○政府参考人(金子修君) 御指摘のとおり、親権を行う母、あるいは親権を行う養親又は未成年後見人が、子のために、子の利益、子の否認権を行使する場合につきましては、否認権の行使が子の利益を害することが明らかなきときは否認することできないといった規定を設けておりません。

これは、親権を行う母等は、あくまでも子の利益のためにその権限を行使しなければならず、親権を行う母等が子の否認権を行使する場合においても、それが子の利益を害することが明らかなきときはそのような権限の行使が当然許されないと解されることから、この点について重ねて明文の規定を置く必要はないと考えられることによるものでございます。

○古庄玄知君 ありがとうございます。

今度、出訴期間についてお尋ねしますけれども、嫡出否認の訴えについて、出訴期間がその状況状況に応じて、三年以内、一年以内、あるいは六か月を経過するまでというふうに分かれていますが、その理由や根拠はどういうことなんでしょうか。民事局長にお尋ねします。

○政府参考人(金子修君) 御指摘の、三年以内、一年以内、六か月を経過するまでというそれぞれの規定の趣旨について御説明します。

本改正法案におきましては、まず三年以内とする点ですが、本改正法案におきましては、嫡出否認の訴えの原則的な出訴期間を三年としております。その趣旨は、否認権を行使するか否かの判断を適切に行うための期間を実質的に保障することの観点から踏まえる必要がある一方で、子の利益を保護する観点からは長期間身分関係が不安定となることは相当でなく、また子の発達の観点から見て、子が三歳頃までには父子関係が確定していることが望ましいと考えられることによるものであります。

次に、一年以内とする点ですが、本改正法案では、再婚後の夫の子との推定を否認する裁判が確定した場合における嫡出否認の訴えの出訴期間を一年としております。これは、かかる裁判が確定した時点では既に子の出生から相当の期間が経過していることと想定されることや、かかる裁判が確定したことを知った時点から直ちに前夫の子との推定を否認するか否かの検討を行い得るといったことなどを踏まえたものでございます。

次に、六か月を経過するまでという規定ですが、本改正法案では、子の否認権の行使期間の満了前に親権を行う母等がない場合については、その時点において否認権の行使ができませんので、否認権の行使が可能となったときから六か月を経過するまでの間は嫡出否認の訴えを提起することができるとしたものでございます。これは、時効の期間の満了前に未成年者に法定代理人がない場合に六か月の時効の完成猶予を規定する民

法百五十八条の規定を参考としまして、子の権利利益を図る趣旨でこのようにしたものでございます。

○古庄玄知君 ありがとうございます。

もう一つ、改正法案では、子は、その父と継続して同居した期間が三年を下回るときは、二十一歳に達するまでの間、嫡出否認の訴えを提起できるといふふうにされておりますけれども、この二十一歳とした理由あるいは根拠はどういうものでしょうか。民事局長にお尋ねいたします。

○政府参考人(金子修君) 御指摘の点は、子の否認、子が自ら嫡出否認の訴えを提起する場合の出訴期間の特則でございますが、この特則は、法律上の父子関係の消滅という重大な効果を生じさせるといふ嫡出否認の訴えの重大性に鑑みまして、子が十分な判断能力を有することを前提にその行使の可否を判断すべきものと言ったことができません。他方で、出訴期間の特則を過度に長期間とすることは身分関係を不安定にするため相当でないと考えられます。

このような観点からは、子が成年年齢に達した、成年年齢である十八歳に達した後三年間、否認権の行使をすることがどうかについて熟慮するための期間を確保することが相当であると考えられることから、二十一歳に達するまでの間としたものでございます。

○古庄玄知君 ありがとうございます。

いずれにいたしましても、今回の子の嫡出に関する嫡出問題は、今までの親子関係に関してかなり重大な変化をもたらすものですので、是非、法務当局の方で徹底を図るとともに、この漏れがないように現場でも徹底した指導をしていただければと思っております。

ありがとうございます。以上で終わります。

○石川大我君 立憲民主・社民の石川大我です。どうぞよろしく願います。

早速質問に入らせていただきます。まずは、時事的な話題からお話をしたいと思っております。

先週、十一月の三十日ですけれども、東京地裁でいわゆる同性婚訴訟の判決の言渡しがありました。私も、傍聴席で裁判長の言葉に耳を傾けると、そういう機会に恵まれました。判決の内容ですけれども、憲法二十四条二項に違反する状態、違憲状態というようなものでした。とても踏み込んだ内容だったので少し御紹介をしたいと思いますけれども、違憲状態というふうに言った部分ですね。

同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとは言えず、憲法二十四条二項に違反する状態にあるということができるといふような判決でありました。

そしてまた、このパートナーシップをしつかり法律で認めるべきだといふようなところ、そこもこんなことを言っております。

判決文ですけれども、国において同性間の人的結合関係について婚姻に類する制度を構築することについて大きな障害となるような事由があることについてはどうかとわれないと。むしろ、上記のような制度を構築することは、その同性間の人的結合関係を強め、その中で養育される子も含めた共同生活の安定に資するものであり、これは、社会的基盤を強化させ、異性愛者も含めた社会全体の安定につながると、こういっただような判決をして、非常に会場内、判決を聞いていた皆さんも、この部分で非常におおとどきよめくようなシーンが違憲状態というところで沸き起こったといふところを、十一月三十日、私も経験してまいりました。

大臣にお伺いをいたしますけれども、前回、大臣は御友人にLGBTの当事者がいるというお話もいただきました。そういった御答弁もいただいているわけですけれども、御友人に会ったとしたらどういった言葉を掛けられるでしょうか。そういったところから少しお話をしていきたいなと思っております。

○国務大臣(齋藤健君) まず、御指摘の東京地裁の判決におきましては、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは憲法二十四条二項に違反する状態にあるが、どのような法制度を構築するかは立法裁量に委ねられているから、婚姻に関する民法等の諸規定が憲法に違反するものではないとの判断が示されたものと承知をいたしております。

今、私のこれ高校の同級生なんですけど、当時は全くそういうことは表に出していませんでしたけど、社会人となり、弁護士になつてからカミングアウトされて、彼から話を聞いたりする機会も私としてあったということでありまして、この問題についてはそういう経験がない人以上に関心を持つていてはそういう事実であります。今日は法務大臣としての答弁でありますので、そこは御容赦いただきたいと思っております。今申し上げましたように、同性婚制度又は婚姻に類する制度の導入の問題は我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題でありまして、国民的なコンセンサスと理解をしっかりと得ながら進めていかなくちゃいけないというふうに考えています。

そのため、まずは、国民各層の御意見や国会における議論の状況に加えまして、同性婚に関する同種訴訟の動向、地方自治体におけるパートナーシップ制度の導入や運用の状況等をしつかり注視していく必要があるだろうというふうに考えております。

○石川大我君 御答弁ありがとうございます。

まさにお友達にいらつしやるというふうなお話で、例えば、アメリカで同性婚がまだ認められていないときには、第六十五代のコリン・パウエル国務長官、この方はブッシュ政権で国務長官を務めたわけですけれども、共和党ということで同性婚にはネガティブな、否定的な本来であれば政権なんですけれども、娘さんがレズビアンであることをオープンにしているということ、このパウエルさんは非常に同性婚に対して理解があったというところで、やっぱり身近なところに当事者がい

るといふことは非常に大きなことなんじゃないかなと思いますし、また、そういったところから実は国の制度というのが変わっていくのかなというのはアメリカでも思っていたところですので、是非、齋藤大臣には非常に期待をさせていただきたいと思っております。

そして、先ほど御答弁の中でお話がありましたけれども、ポールは我々に投げられているといふふうにも思っています。裁判の中でも、立法裁量についてこんなことを言っております。

パートナーと家族になるための法制度をいかなる制度とすべきかについては、現行の婚姻制度に同性間の婚姻も含める制度とするのか、婚姻に類する制度とするのか、法的効果を現行の婚姻制度と全く同じものとするのかなどについて、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ、また、子の福祉等にも配慮した上で、立法府において十分に議論、検討がなされるべきであり、その立法裁量に委ねられているというところで、まさに我々がしっかりとこれ議論をしていかなければならないというふうに思います。

今までですとなかなか議論が進みませんでした。しかし、私は齋藤法務大臣の中で、齋藤法務大臣が大臣としてしっかりとこの議論を是非進めていただけたらと思うんですけれども、やっぱりこれ議論することは大切だということだと思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 立法府の在り方についてちょっとコメントは差し控えますけど、法務大臣としての答弁は先ほど申し上げたとおりでありまして、やはりこの問題は、家族の在り方の根幹に関わるという重大な問題でありますので、国民的なコンセンサスと理解を得た上でなければやっぱり私は進めていくのは難しいなと思っております。ただ、国民各層の意見や国会における議論というものは非常に重要だと思っておりますので、そういうものについてはしっかりと注視をしたいと思います。その状況に応じて政府としても検討を進める

必要があるらうと思っております。

○石川大我君 是非、機は熟してきているというふうな思っておりますので、今が大きなチャンスというところで、同性婚、きちんと法律で定めるといふことをこれから国会の中も、自民党の皆さんも是非議論をしていただきたいというふうにお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、民法の改正についてお伺いをいたします。民法等の一部を改正する法律案について、お伺いをいたします。

新設される国籍法三条三項ですが、子の認知が事実上反して行われてしまった場合、日本で生まれ日本人として育ってきた子が出生時までには遡り国籍を剥奪される、そしてその子は不法在留者として強制退去の対象者となってしまうということ、大変危惧をいたしております。

子供の国内におけるこれまでの生活基盤を全て覆して奪ってしまう、日本での生活の継続の機会を行政が奪うということはあってはならないというふうに思いますけれども、これ人権の問題だと思えます。人権の観点から、法務大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 法務省では、既に無国籍の発生を防止する観点から、令和三年八月に、当省民事局から事務連絡として、無国籍等の状態にある外国人からの国籍相談に係る留意事項についてというものを発出をいたしまして、無国籍状態の解消に向けて、外国の大使館等における所要の手続に係る案内ですとか、日本の国籍を取得するための手続に関する案内を行う等の取組を行っております。

すなわち、子が無国籍となる事案が生じた場合におきましても、国籍法上の要件を満たしていれば帰化による日本国籍の取得が認められる余地がありますし、帰化を認めるか否かの審査におきましても、日本人の子として日本で安定的に生活していたなどの個別事情も考慮され得るといふところでございます。

また、所定の手続を取ることで母親側の国籍が

認められる余地がある場合には、無国籍とならないよう、当該外国の大使館若しくは領事館又は本國政府において所要の手続を取ることができま

す。そこで、生活を日本で送っていて、教育も日本で受ける、受けているような子が無国籍になったというところで不利益を被るようなことがないよう、法務局においては、日本の国籍を取得するための手続や外国の大使館等における所要の手続に係る案内を無国籍者の身分関係や意向等を踏まえて行う等の取組を行ってきているわけでありまして、引き続きこうした取組をしっかりと行っていきたいと考えています。

○石川大我君 ありがとうございます。ちょっと事務的なお話を法務省にお伺いをしたんですが、日本国籍が認知時に遡って剥奪されるというのは非常に大きな問題だということに思っています。つまり、喪失をさせられてしまうと、健康保険にも入れませんし、就労もできない、将来に向かって夢を抱くこともできないということ、一度も行ったことのない国へ帰れということでありまして、非常にしんどい思いをされると思えます。

我が党の、あと例をちよつと挙げたいんですが、我が党の山田委員からも衆議院の法務委員会が発言がありました。仮に国籍を剥奪されたしまった人、この方が過去に選挙権を日本人として行使した場合はどうなるのかという質問に、前任の菓梨法務大臣、前任の菓梨前法務大臣は、その一票が抜かれるということではないと聞いているというふうな回答をされているんですね。

では、例えば、仮に、日本国籍がその職業に就くために必要とされている職業というのがあります。例えば我々国会議員もそうですし、外交官とか自衛官、警察官なんかもそうですかと思うんですが、こういった方が仮に国籍を剥奪されたということになると、その職業を辞めなきゃいけないということでしょうか。

○政府参考人(金子修君) 国籍法第三条の適用に

おいて血縁上の親子関係がないことが判明するなどして認知が事実上反することが明らかになった場合には、当該認知に基づく国籍取得の届出は効力を生じず、認知された本人は当初から日本国籍を有しなかったこととなります。

その上で、一般論として申し上げれば、外国人として各種の行政手続等においてどのように対応すべきかにつきましては個別の法令等において定められておりまして、これに依りて取扱いが定まるものと承知しております。

今御指摘のあったような部分につきましては、いずれも法務省の所管外ですので、一概にお答えすることが困難でありますけれども、資格の喪失など影響が生じる場合もあるのだろうというふうな考えをしております。

○石川大我君 今まさに、資格の喪失が問題になると。我々国会議員は当然辞職をしなければならぬので、外交官や自衛官、警察官といった方はお辞めにならざるを得ないということになると思えます。

そうすると、総理大臣だったらどうかということなんですか。つまり、総理大臣が任期の途中で、まあ仮定の質問ですけども、総理大臣が任期の途中でこの事由に該当して国籍が遡って喪失をする、つまり、生まれたときに総理大臣が、日本国の総理大臣が生まれたときに遡って日本国籍を喪失するということは、その総理大臣として行ってきた様々な外交ですとか法律の起案ですとか、いろんなものがこれ全部無効になるという理論なんですか。

○政府参考人(金子修君) 総理大臣の地位は国会議員としての地位と関係すると思うので、その点では影響があると思いますが、その間に行われたいろいろな政策等についての効力、これは恐らく個別に判断されることになるんだらうと思えます。ちよつと一概にお答えすることは難しいと考えております。

な決裁や様々な外交関係を結ぶということ、ちよつと論理的にこれはやっぱりしんどいんじゃないかと。そう思うと、やはり未来に向かつてこれ喪失をするというのはある程度考えられるのかもしれない。過去に向かつて喪失をするというのは非常に問題だと思えます。

それに加えて、国際化の中で、日本には、お母さんが外国人であつてお父さんが日本人で認知をされるといったケースも、これはそんなにレアケースではないというふうな思っています。そういった中で、そういった子供たちが将来総理大臣になつて、万が一お父さんが日本人ではないということが分かつたときにはその効力を遡って失わせるというのは、ちよつとやっぱり子供たちに対して夢のない話なんじゃないかなというふうな思っています。

そういった意味で、子供の権利利益を保護する観点から、どういった、国としてこれを防ぐのか。そしてまた、菓梨法務大臣は、血も涙もないというふうな言われぬように、しつかり血も涙もあるように我々として対応しなければならぬというふうな言っています。どういった対応ができるのか。

弁護士の方皆さん、有志の弁護士の方皆さんは、少なくとも民法上の認知無効の裁判が確定しない限り認知の反対事案が判明してもそれを理由として日本国籍を喪失させない仕組みをつくるなど、様々な提案をしております。これ、未来に向けてやっぱりこれをしつかりと見詰めていくべきだと思えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(金子修君) 一律に、国籍を取得しなかつたという扱いを何か一律に例外をつくるというのにはなかなか難しい問題だと思ひまして、個別の事案に応じて帰化等の、あるいは在留特別許可等の対応をするのが適切だと考えております。その対応を取るために、今後、法務省が、あるいは法務局が情報のハブとなつて、市町村の窓口とかあるいは入管当局と連携するような役割を強

化、そういう連携の強化をしていくということが肝要だと考えております。

○石川大我君 最後は法務大臣にお伺いをいたしますけれども、国籍法三条三項、やつぱりこれちよつとしんどいと思うんですね。そういった意味で、この三条三項を抑制的に、あるいは限定的にこれを使っていくべきじゃないか、そういうふう思うんですが、法務大臣の受け止めをお願いいたします。

○国務大臣(齋藤健君) 先ほど御答弁させていただきまして、できるだけ無国籍者にならないように、法務当局としては、その、今、大使館への手続ですか、それから、例えば退去強制手続を受けるようになった場合でも、個別の事案に応じて、本邦で学校教育を受けているなどの事情を考慮して子供の場合は法務大臣の裁量によって在留特別許可がなされるようなことをしております。そういうことで無国籍者の不利益の解消に向けて力を入れていくというのが今の我々のスタンスであります。先ほど総理大臣のお話ありましたが、ちよつとそこまでははっきり言えば想定はできていないわけでありまして、なかなかないケースではないかと思えますけれども、まあ頭の体操はしっかりとしていく必要があるだろうなとは思っています。

○石川大我君 これからは是非よろしくお願いをしたいと思えます。

○大臣政務官(杉田水脈君) 過去の私の発言等に対する厳しい御指摘については、非常に重く受け止め、配慮を欠いた表現であるということは反省しているということは繰り返しお伝えしたところでございます。

○大臣政務官(杉田水脈君) 過去の私の発言等に対する厳しい御指摘については、非常に重く受け止め、配慮を欠いた表現であるということは反省しているということは繰り返しお伝えしたところでございます。

国会におきまして様々な御指摘をいただいておりますということについて、松本総務大臣とお話をしていの中で、重く受け止めて反省していると

いうことをお伝えいたしました。そうすると、その中で松本大臣から私に対して、重く受け止めて反省しているというのであれば、チマチヨゴリやアイヌの民族衣装をやゆしたもので、そしてLGBTには生産性がないといった表現について、傷つかれた方々に対し謝罪し、そうした表現を取り消すようにという指示をいただきまして、私としても、内閣の一員としてそれに従い、傷つかれた方々に謝罪をし、そうした表現を取り消しをさせていただきます。

○石川大我君 コミュニティが家庭を崩壊させようとするというこの産経新聞社のニューアサイトですけれども、これは塩村委員の質問に対して撤回するというふうにご答弁をされたと思いたす。この件に関して謝罪はされないでしょうか。

○大臣政務官(杉田水脈君) この件に関しましては、事実が確認できていないということを書いてしまったということに関しての取消しでございます。

○石川大我君 謝罪はされないということですね。今、二つおっしゃいました。新潮45のLGBTは生産性がないという表現、まずそこから行きたいと思えますけれども、これはこの部分を撤回するんですか。それとも、この寄稿全文を撤回するんですか。

○大臣政務官(杉田水脈君) まず申し上げておきたいのは、在日の方やアイヌの方、そしてLGBTの方に対する差別はあってはならないというのは、従来からも、そして今もそのように考えております。

それにもかかわらず、私の拙い表現で差別したかのように伝わってしまったことを重く受け止めており、それをおわびするとともに、その表現を取消しをさせていただきましました。

○石川大我君 部分的に撤回するということですか。その寄稿全文を、ちよつと時間がないので的確に答えていただきたいんですが、全文を撤回

するということでしょうか。

○大臣政務官(杉田水脈君) この寄稿は既に休刊をしております雑誌に投稿したものでございまして、私としましては、その部分の表現を取り消しをさせていただきたいということで、これは国会の場においておわびと取消しをさせていただいたものでございます。

○石川大我君 全く分かりません。撤回をするという部分を読んでもください。

○大臣政務官(杉田水脈君) LGBTには生産性がないという、その表現を撤回をさせていただきましました。

○石川大我君 LGBTは生産性がない、その部分だけ撤回するということだということが分かりました。

これ、全文撤回しなきゃ駄目だということに思えますよ。ほか読みまして、本当にひどい文章が書かれている。これは全文を撤回するよう強く申し上げます、申したいというふうに思います。

そして、謝罪をしたいと思いますけれども、具体的にこのLGBTの皆さんと会って謝罪をするということですか。

○大臣政務官(杉田水脈君) 謝罪につきましましては、先ほども申し上げたとおり、この間の国会の場で謝罪をさせていただきました。これで広く人々に伝わるといふふうに思っております。

○石川大我君 今でもない話ですよ。国会の中で謝罪しなすと言ったら、それが謝罪したことになるんですか。それが何、国民に伝わるといふことですか。あなたがテレビでしゃべるから報道されて、それで我々LGBTは謝罪されたと思えるということですか。ばかにするのはいかげんにしてくださいよ。ちゃんと会って謝罪すべきでしょう。

○大臣政務官(杉田水脈君) 繰り返しになります。国会という公の場で発信させていただいたことで多くの方に伝わったのではないかといふふうにご答弁をしております。

○石川大我君 ひどい話ですよ。

○大臣政務官(杉田水脈君) 繰り返しになります。国会という公の場で発信させていただいたことで多くの方に伝わったのではないかといふふうにご答弁をしております。

○大臣政務官(杉田水脈君) 繰り返しになります。国会という公の場で発信させていただいたことで多くの方に伝わったのではないかといふふうにご答弁をしております。

○石川大我君 昨日の省庁の方とのレクでこれはお渡しをして、しっかりと目を通していただくようにというふうにお伝えをしました。しっかりといただきたいと思えます。

これを讀んだ上で、直接の謝罪を求めていますよ。この方たちに直接謝罪、会って謝罪をするお気持ちがありますか。

○大臣政務官(杉田水脈君) この民族衣装をやゆするような表現につきましては、私のブログへの書き込みを既に削除したところでございます。民族衣装をやゆするような表現を含め、ブログ全体の記事を削除したものでありますので、全体の記

事を取り消して、そして国会の場で謝罪をさせていただいたことをごさいます。

○石川大我君 あなたの答弁を解釈するに、謝罪をしますというふうに言ったことが謝罪なんですか。その謝罪をしますという数文字で全ての謝罪が済んだと、そうお考えですか。

○大臣政務官(杉田水脈君) 改めてこの場合でも申し上げたいと思います。在日の方やアイヌの方、LGBTの方に対する差別はあつてはならないと、従来からも、そして今もそのように考えているにもかかわらず、私の拙い表現で差別したかのように伝わってしまったことを重く受け止めており、おわびするとともに取消しをさせていただきました。

○石川大我君 差別をしたかのようなふうにおつしやいますけれども、あなたは差別をしたんですよ。差別をしたんですよ。差別をしたという認識はありますか。

○大臣政務官(杉田水脈君) 私は、差別は全くしておりません。

○石川大我君 なぜ差別をしていないんですか。これだけのひどい発言や寄稿文、ツイッター、様々ある中で、あなたのやっていると差別と言わずして何を差別と言うんですか。あなたは差別をやったとしっかり認めなければ駄目ですよ。差別を認めてください。

○大臣政務官(杉田水脈君) 繰り返しになります。私はあらゆる差別はあつてはならないというふうに思っております。それは従前からもそのように考えております。ただ、拙い表現によつて傷つかれた方々がいらつしやるのであれば、その傷つかれた方々に対して謝罪をしたいというふうに思っております。

○石川大我君 本場にひどい答弁だというふうに思います。改めて怒りが込み上げてまいります。そのほかにも、精査をしてしかるべき対応をするというふうに言っております。何について精査をしているんですか。その精査はいつまでに終わるんですか。

○大臣政務官(杉田水脈君) 他の発言につきましても、人を傷つけている可能性のあるものや明らかに内閣の方針に反しているものなど、私の過去の発言について、これは松本大臣の指導も仰ぎながらしっかりと精査を行つて、適切に対応したいと思つておるところでございます。

○石川大我君 それは過去の答弁です。私が聞いていたのは、いつまでにこの精査が終わるんですかということをお聞きしているんです。

○大臣政務官(杉田水脈君) 今のところいつまでということはお答えできませんが、できるだけ時間を掛けずに精査をして、適切に対応してまいりたいと思つております。

○石川大我君 精査すると言つてから一週間、あつたで一週間がとうとしています。いつになるか分からないというのには、あなた、逃げ切ろうと思つておられるんですよ。

いつまでに精査するんですか、言つてくださいます。少なくとも、もう一週間たつておられるんですから、年内までに精査するとか、そういうことは言えるんじゃないですか。そんなに時間掛かるんですか。あなたの差別発言がたくさんあるから時間が掛かるんですか、そうじゃないでしょう。そうじゃないんだつたら、しっかりと今年中にはやるとか、期限を区切つてください。

○大臣政務官(杉田水脈君) これまでに既に国会で御指摘をいただいているものから順次精査を行つて、適切に対応したいというふうにお思つております。

○石川大我君 それがいづつ終わるんですかと聞いておられるんです。

○大臣政務官(杉田水脈君) 繰り返しになります。今、鋭意、順次精査を行つておられるところでございます。

○石川大我君 役所はサポートしてないんでしょうか。

役所に聞きます。総務省、いつ頃終わりそうなんです。この精査は。

○政府参考人(武藤真郷君) 私どもは、政務官の

国会対応を支える事務方として、議事録の発言内容であったり、また事実関係の確認など、事務的なフォローを行つておられるところでございます。

今後の精査につきましても、国会で大臣や政務官が御答弁された内容に従つて、必要なフォローを的確に行つてまいりたいと考えております。

○石川大我君 本場に、総務省の皆さん、本場に御同情申し上げます。

杉田水脈政務官、いつまでにこの精査をするというのをきちつとごさいます。言わなければ、これももうやむやにして逃げ切ろうと、そういうことだと思われても仕方ないですよ。いつまでにやるんですか。少なくとも年内、これできるんじゃないですか。

○大臣政務官(杉田水脈君) 逃げ切ろうとか、そのような意図は一切ございません。順次しっかりと精査をして、対応してまいりたいというふうにお思つております。

○石川大我君 この委員会への報告を求めます。○委員長(杉久武君) 後刻理事会で協議をいたします。

○石川大我君 逃げ切ろうということではないとおつしやいました。政務官をお辞めになつてもこれまでのような言動は行わない、そして精査は続けるというふうに約束していただけませんか。

○大臣政務官(杉田水脈君) これからも総務大臣政務官としてしっかりと内閣の方針に沿つて頑張つてまいりたいと思つたので、辞めた後もというふうなことはちよつとお答えは差し控させていただきます。

○石川大我君 いやいや、できますよ。政務官をお辞めになつた後も数々の差別発言についてはきちんとして公表するんだと、政務官をお辞めになつた後もこの件に関しては精査を続ける、若しくは精査をしたものを公表するとして約束してください。約束できないんですか。

○大臣政務官(杉田水脈君) 繰り返しになります。御指摘をいただいているような発言につきま

しては、順次しっかりと精査を行つて対応してまいりたいというふうにお思つております。

○石川大我君 逃げ切ることです。逃げ切ろうということですね。今日は築和生文科副大臣にもいらしていただきましたけれども、時間がもうありません。杉田水脈政務官が誠実な答弁をいただかないので、時間がありません。ですので、一問だけ質問したいと思つても、先日、十一月十七日の法務委員会に続き築和生文科副大臣にお伺いをしますけれども、築副大臣が自民党の部会の中で、LGBTについて生物学的に、LGBTについて生物学的に種の保存にあらがっている感じだと発言された、その真意をただししたところ、公の場では言っていないというふうに言いました。これは、公の場ではないからいいという、言つてもいいんだという、そういうお考えですか。

○副大臣(築和生君) その公の場という言葉については、明確な定義が可能なのか、私自身もそれ定かではないこともありまして、予断を持つてお答えすることは控えたいと思つてお答えしますが、その言葉自体に特段の意味を含ませて発言したものはなく、一般的な言い回しとして使用したものであるということでございます。

○石川大我君 副大臣としては、部会はクロウズドの場だから答えないということなんですけれども、私も、部会などで、クロウズドの場で議員同士だけでマスコミを入れずに話をすると、議論をするということは一定当然認められてしかるべきだと思つておられます。それが有意義なこともあるというふうには思つておられます。

しかし、部会ですから、バッジを付けて副大臣は参加をされているわけですから、そういう準公的な場でした発言で、しかも、このことは皆さんには言わないというところが、それが、議員の中でこのときの発言は言わないよねという了承がある中で、あえて自民党の議員さんが複数名がこういつた発言があつたということをやつたということ、まあある意味そのルールを破つて言つたと

のパラグラフ四十四、四十五、四十七について御言及があったと思います。そのような勧告がされたこと、あるいは我が国が用語の削除に向けた検討する意思があるということの説明を歓迎するということのような趣旨の発言があったことは承知しています。

で、これも、嫡出でない子という用語については、最高裁判所は差別的な意味合いを含むものではないと判示しているところであり、まあ社会の受け止めは別というお考えもあると思いますが、その上で、法令用語については社会情勢の変化等に対応して不断に見直すことは重要であると考えておりまして、この法案を提出する前に法制審議会でのこの点についても一つの論点となり、検討しました。

例えば、婚外子というような用語を使用することとはどうかということも検討されたんですけども、この婚外子という用語は、この用語は用語として差別的であるというような御指摘もあって、今回、この嫡出という用語を廃止するというところには至らなかったということですが、我々としても、ここは今後引き続き検討すべき課題だという認識を持っております。

○福島みずほ君 もうこれは国際的には、嫡出でない、イレジティメイトという言葉を使うのはあり得ないというふうな理解されているので、このフォロアップまで変わるようにと思います。出生届における嫡出である子、嫡出でない子のチェック欄も廃止をすべきです。

そして、今日は戸籍の続き柄について一言お聞きをいたします。

私は、弁護士として、住民票の続き柄差別裁判、戸籍の続き柄差別裁判、法定相続分の差別撤廃裁判をほかの弁護士と一緒に担当してきました。

住民票の続き柄は、かつて長男、長女、二男、二女、養子、子。婚外子は子でしたが、自治省が当時、これを変えても何も実務上支障がないとあって、一片の通達で、コンピュータを変えて

一瞬のうちに全て子となりました。ただ、戸籍の続き柄欄は、長男、長女、二男、二女ではなくて、婚外子は男、女というふうな書かれます。申請すれば長男とか二男とか変えることができるということは今法務省はやっています。

これは、今何件ぐらいこれで申請している人がいるんでしょうか。窓口で自分は婚外子だから男を長男と変えてくれ、女を長女と変えてくれというのはなかなか言いづらいと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(金子修君) 御指摘のように、男、女を長男とか二女とかいう記載をすることができるところにした平成十六年民事局長通達があります。戸籍の続き柄記載の更正があればそのような更正をするということになったわけですが、その申出があった件数は、平成十六年十一月から本年三月末日までの累計で四万九千二百四十八件であるということになります。

○福島みずほ君 婚外子の人が窓口で訂正してほしいと言っているのは本当になかなか難しいと思います。

金子局長、長男、二男、二女、それから婚外子で法的な効力、何も変わらないですよ。長男、長女と書く意味であるんです。十回結婚して十人男の子が生まれれば、十人長男がいるんですよ。そして、この婚外子で、名前を例えば変えるという、長男、長女に変えると、例えば二男って書いてあるけど別に二番目じゃないことだって世の中にはたくさんあります。意味がないんですよ、長男か二男か二女かって。

これ、もう続き柄欄、男、女にしたらどうですか。いや、男、女は続き柄欄じゃないという意見があります。でも、婚外子は今まで男、女って書かれてきたんですよ。この長男、長女、二男、二女、住民票はなくなりました。なくならどうですか。

○政府参考人(金子修君) 今の御質問で、住民票は子と記載されるということは承知しています。性別が分かるような記載、これはやはり戸籍か

ら判明しないと、婚姻するときに、その両者が一方が男性、一方が女性かということが戸籍上判明しないということが問題があるので、性別の記載は現行法の下では、現行民法の記載からすると必須だと思います。

順番ですね、長幼の序といいますか、第一子、最初の男なのか、長男なのか二男なのかという、このことにつきましては、同一性確認に資する身分事項として公証してきたという歴史がありますけれども、今から思うに必ずしも必須ではないのかなという気もしています。

○福島みずほ君 必ずしも必要ないという答弁をいただきました。ありがとうございます。

そのとおりなんです。三回結婚して三人男の子生まれたら、三人長男なんです。二男って書いてあるからといって二番目とは限らないんですよ。意味ないんですよ、これ。ですから、意味がないということ、これはもうなくすべきだと。で、男女の別は必要だと思います。それはいろいろ議論あるかもしれないけど、日本でまだ同性婚を認めていない、ごめんなさいね、まあ男女の別はあるとしてというふうには、それは思います。

是非よろしくお願いします。懲戒権についてお聞きをいたします。今日は厚生労働省と文科省にも来ていただいています。

厚生労働省に設置された体罰等によらない子育ての推進に関する検討会の取りまとめにおいて、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されますとの体罰の定義をしています。

厚労省のこのまとめは本当にすばらしいと思うんですが、このガイドラインに規定した背景というものについての説明をお願いします。

○政府参考人(野村知司君) 御説明申し上げます。今御指摘がございましたいわゆる体罰ガイドラ

インでございますけれども、こちら、令和元年の児童福祉法等改正法で児童虐待防止法が改正をされまして、その際、児童の親権を行う者について体罰を加えることなどについて禁止をしたということ踏まえて、体罰の範囲、体罰禁止に関する考え方を国民、関係者に普及することを狙いとして策定をさせていただいたもので、今御紹介ありましたように、何らかの苦痛あるいは不快感を意図的にもたらす行為、罰である場合には、どんな軽いものであっても体罰に該当するというようなことを、こう表記をさせていただいているところでございます。

この記載をされた背景でございますけれども、今御紹介申し上げた体罰ガイドラインの策定の狙い、趣旨なども踏まえつつなんですが、まず、国連児童の権利委員会の一般の見解、こちらの方で体罰について、どんなに軽いものであっても、有形力が用いられ、かつ、何らかの苦痛又は不快感を引き起こすことを意図した罰と定義をされていること、それと、これはガイドラインの策定の狙いでもありますが、国民の皆さんにとっても分かりやすい文言を用いつつ、体罰などによらない子育てを推進していくという必要があったことなどを踏まえて、そのように表記をさせていただいたところでございます。

○福島みずほ君 こちらの方が今回の民法改正案よりもいいと思うんですね。

今日は文科省にも来ていただきました。懲戒の文言を今回民法の中からはなくすということなんです、学校教育法の中にはあります。学校教育法の改正を行わない理由は何でしょうか。削除すべきではないでしょうか。

○政府参考人(寺門成真君) お答え申し上げます。学校教育法に規定する懲戒は、学校が教育目的を達成するため、教育上必要な範囲で、叱責、注意、退学、停学等を行うこととございます。一般の民法改正の趣旨と異なることから、削除は考え

てございません。

○福島みずほ君 体罰についての、文科省そして厚労省の見解、そして今回の法務省の民法改正で違うんですね。

局長、これはいかなる体罰も許さないという意味だということを、条文からちょっと私は外れかねないと思うんですが、しっかりとそのことを告知すべきだ、いかがでしょうか。

○政府参考人(金子修君) 我々がここで体罰等を規定していることの趣旨は、まあ子の体罰というのは、子の問題行動に対する制裁として子の肉体的苦痛を与えることを意味すると思っております。

具体的には、社会通念に、具体的事案を前提とした社会通念に照らした個別的判断になるというふうに考えておりますけれども、恐らく、子の健全な成長に悪影響を及ぼすということが付いていることで不当に狭められるような解釈を生まないのかということであると思っておりますけれども、今のような定義からしまして、そのような心配はないものというふうに考えております。

○福島みずほ君 是非、厚生労働省のガイドラインと同じような形で適用していただくようにと思います。

国籍法三条三項についても質問したかったんですが、ちょっと時間がなくなりました。遡って、遡及して全て失う、やっぱりおかしいですよ。裁判官で、じゃ、その人、生まれたときから日本人じゃない、じゃ、判決どうなるのというふうにも思います。また、配偶者や子供、孫がいた場合、じゃ、その人が日本人でなくなったら全員日本人でなくなるという問題があります。いや、在留特別許可、そして帰化に向かうといっても、その裁量がありますから、全員が在留特別許可が認められるわけでも、全員が帰化が認められるわけでもありません。

その意味で、この三条三項は削除、遡及して無効になるというのは削除すべきだということを強く申し上げ、質問を終わります。

○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかです。

まず最初に、無国籍者問題について、冒頭、大臣に伺いたいと思います。

(委員長退席、理事三木亨君着席)

度々ほかの委員の先生方からも御指摘がありましたこの国籍法三条三項の問題ですけれども、法務省は、これまでこういう理屈としては取扱いだつたんだということでありまして。確かに理屈としてはそうなのかなと私も思うわけですが、今回の改正によって、我が国に、この無国籍者問題についての議論ですとか理解というのがちょっと不十分だったんじゃないかなと。私は、この問題が今回の改正を通じて明確になったのではないかなというふうに思っております。ですので、この改正を契機に、やはりこの無国籍者問題について我が国としてどう取り組んでいくのかということをしつかり議論をしていかなければならないというふうに思っております。

先日の参考人質疑におきまして、UNHCRの金児参考人の方からは、例えば、諸外国では無国籍認定手続、こういったことも設置をされていたりとか、それから、UNHCRのハンドブック、ガイドライン、こういったものもあるので、日本としても是非参照をすべきではないかと、こういう御意見もいただいたわけでございます。

大臣にお聞きしたいと思っておりますけれども、この無国籍者の問題、我が国として、人権、また人道的見地から、発生の防止、また必要な支援についてしつかりと取り組んでいく必要があると思っておりますけれども、お考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(齋藤健君) 無国籍者の方には様々な不利益が生じることがございますので、その発生防止に向けての取組は重要な課題だと考えています。

(理事三木亨君退席、委員長着席)

このような観点から、法務省では、令和三年八月に民事局から事務連絡、無国籍等の状態にある外国人からの国籍相談に係る留意事項についてを発売し、無国籍状態の解消に向けて、外国の大使

館等における所要の手続に関わる案内や、日本の国籍を取得するための手続に関わる案内を行う等の取組を行っています。

その上で、ただいま御審議いただいている民法等の一部を改正する法律案についての衆議院の法務委員会における審議におきまして、この無国籍状態の防止等の重要性が指摘をされております。

無国籍状態をより円滑に解消するため、各地の法務局と入管当局との連携強化の取組を実施することを今検討をいたしております。

また、UNHCRのハンドブックなどに御言及がありました。

UNHCRの無国籍者に関するハンドブック及び無国籍に関するガイドラインは法的拘束力というものを有するものではありませんが、我が国において無国籍であることを認定する際におきましても、我が国の法制に照らして、これらの内容は必要に応じて参酌すべきだというふうに考えております。

いずれにいたしましても、法務省としては、引き続き、無国籍者の置かれた立場に配慮しつつ、無国籍者の解消に向けて可能な対応をしつかり行っていきたいと考えています。

○佐々木さやか君 よろしくお願いたします。

次に、民法の八百二十一一条で、今回、親権に関して、子の人格の尊重に関する規定が新設をされました。この新設をした趣旨についてお聞きしたいと思います。

また、それと併せて、この条文では、体罰は、「体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」という規定をしているわけでありまして、ここでいう体罰というのは、この条文が禁止をしている子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の例示ということではないでしょうか。つまり、今回のこの改正というのは、体罰の禁止ということをより明確にした改正ではないかなと思っておりますけれども、この点についてお聞きしたいと思います。

○政府参考人(金子修君) まず、子の人格を尊重する旨の規定を設けた趣旨ですが、親権者による虐待の要因として、親が自らの価値観を不当に子に押し付けることがあるとの指摘などを踏まえまして、親子関係において、独立した人格としての子の位置付けを明確にするということにござい

ます。また、体罰を禁止する旨の規定を設けた趣旨は、親権者による体罰の問題については、民法が規定する親権の目的や範囲に関わる問題であると考えられるところであり、民法において親権者による体罰の禁止を定めることで、民事実体法の規律として、親権の行使としての体罰は許容されないということを明確にすることにござい

ます。本改正法案は、児童虐待を防止するという観点から、親権の行使として許容されない子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の一類型として体罰を例示的に規定することで、これを明確にするということにござい

ます。○佐々木さやか君 今回の改正案では、児童福祉法ですとか児童虐待防止法なども併せて改正を同様にされているわけでありまして、より子の体罰の禁止ということが明確になった改正として評価をしたいと思

います。厚生労働省にお越しをいただいております。お聞きしたいと思っておりますけれども、体罰の禁止が更に明確に規定されることになりましたけれども、実際に体罰によらない子育てを行っていても、実際に

めには、子供に対する体罰をなくしていくためには、子供に対する体罰をなくして、更なる啓発、そして様々な事情を抱えながら子育てに頑張っているお母さん、お父さん方への支援というものも重要だと思っておりますけれども、是非力を入れて取り組んでいただきたいと思います。い

かがでしょうか。○政府参考人(野村知司君) お答え申し上げます。体罰の防止といいますが、予防といいますが、

体罰を防ぐことといいますが、児童虐待防止対策の観点からも非常に重要なポイントであるというふうに認識をしております。

厚生労働省といたしましては、この御指摘の体罰によらない子育てといったものを推進するために、先ほど、福島先生の質疑の中でも御指摘がありましたけれども、令和元年度に体罰等によらない子育てのためにといういわゆるガイドライン、こういったものを取りまとめをしたところでございます。その上で、体罰によらない子育てにつきまして、毎年度、ポスター、リーフレットを作成するなどの周知啓発を行うほか、今回、民法の改正法案、こちらについて成立を見た暁には、この民法でも体罰の禁止が明確にされるということも踏まえまして、法務省さんとも連携しながら、この体罰によらない子育てといったその趣旨、その徹底を改めて取り組みたいと思っております。

また、御指摘の虐待防止のために、この子育てに関する負担、悩み、孤立感を抱える保護者の方、あるいは子育て家庭の支援、こういったものもセットで考えなきゃいけないという御指摘、もっともであるというふうに認識をしております。

そうした認識の下に、今年の六月に成立をした児童福祉法でございますけれども、支援を要するお子さんや子育て世帯に対して、訪問で家事支援とか養育に関する相談援助などを行う家庭支援事業を創設するといったことであるとか、あるいは母子保健と母子福祉が連携して妊婦さんあるいは子育て家庭への支援に当たることも家庭センターの設置、こういったものに取り組みむこととしておりまして、引き続き、子育て世帯への支援についても強化を図った上で、児童虐待の予防、早期発見、こういったものに努めてまいりたいと考えております。

○佐々木さやか君 ありがとうございます。子供たちへの虐待、これをなくしていかなければならないわけでありまして、厚労省さんは本当にいろいろな取組をしていただいておりますけれども、

ども、本当にこの親への支援というのが私はポイントになるんじゃないかなと思っております。引き続きお願いしたいと思います。

それから、最後にもう一問、厚労省さんにお聞きしたいと思います。今回の改正では、親権の行使を行う者に関する体罰の禁止を改正するというところで、あわせて、児童福祉法三十三条の二、二項で児童相談所の長ですね、それから四十七条第三項では児童福祉施設の長、これについても同様の体罰の禁止ということに関する改正がされているわけでございます。

それを踏まえて、児童福祉施設には、例えば児童養護施設ですとか、それから保育園というものも入るわけですが、こういったところでの虐待防止、また体罰の禁止ということも更にしっかりと取り組んでいかなければならないと思っております。

ところが、大変残念なことに、今報道もされておりますけれども、静岡県にあります保育園で、一歳児に対して今年六月から八月にかけて体罰、また虐待、こういったことが行われたということで保育士が逮捕されるような事件が報道されております。また、これに限らず、こうした保育園での不適切な保育ということが度々報道されているわけでございます。この保育園、子供たちが安心して健やかに育たなければならぬところで、こういった虐待や体罰ということはやはりあつてはならないわけでありまして、

こうした不適切な保育についてしっかりと厚労省として調査、また発生防止に取り組んでいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○政府参考人(野村知司君) 子供の安全、安心というのが最も配慮されるべき保育所あるいは児童福祉施設、そういったところで、今回の静岡県裾野市でございますけれども、こういったような事案というのはあつてはならないことでありまして、誠に遺憾であるというふうに考えております。

保育所の職員につきましては、児童福祉施設の設備運営基準などにおきまして、利用しているお子様、児童に対しまして、その心身に有害な影響を与えるような行為をしてはならないというように規定をされているところでございます。そうした行為に対しましては、指導権限を持つ都道府県等におきまして、事実関係を把握をする、そして改善方を指導するなど、適切に対処していく必要があるというふうに考えてございます。

こうした指導監督の枠組みの中で速やかに対応が行われることが重要ではあるんですが、今般の事案を受けまして、昨日、事務連絡を發出いたしました。保育所等における虐待の発生防止を改めて徹底してほしいということ、虐待が疑われる事案が発生した場合には、行政に速やかに情報を提供し、その後の方策などについて相談、協議をすること、さらに、行政において迅速に事実を確認すること、あと、十分な事実確認の上ではございますけれども、保育士の登録の取消しなどについても対応することなどについての周知をしたところでございます。

また、今後の対応に生かしていくためというところで、保育施設における虐待などの不適切な保育の実態でございますとか、あるいはその通報などがあつた場合の市町村などにおける対応とか体制、こういったものにつきまして全国的な実態調査に着手をしてみたいというふうに考えてございます。

○佐々木さやか君 よろしくお願いたします。時間が来ましたので終わります。ありがとうございます。

○梅村みずほ君 よろしくお願いたします。日本維新の会の梅村みずほでございます。今回の民法改正では、八百二十二条にございまして懲戒権という言葉を削除しまして、新たに八百二十一条に子の人格の尊重等についての条文を加えており、大変歓迎すべきものだとい前からも申し上げてまいりました。

一方で、八百二十一条では、「体罰その他の子の

の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」とありまして、健全なという言葉は不要であると私は思っております。懲戒権という言葉がなぜなくなったか。しつけのためにやっつたんだという口実を与えないためだということなんですけれども、この健全なという言葉が残っている段階で、いや、健全に育ててほしいと思つて親心からやっつたことだという、また虐待の言い訳をつくりかねないというふうに思うからです。

親というものは、私も二人の子供を育てていて、善かれと思つてやることも多いんです。やっぱり衝動的に手が出そうになることも、私も何度もありました。ですので、そういった口実をつくらないうために一言一言気を付けて使つていきたいと思つたので、この辺りはちよつと心残りなところでもございます。

例えば、この委員会でも、私、自らが宗教二世であるということも告白してまいりましたけれども、二世たちが親から多岐にわたる細かな指導やルールが課せられるわけなんですけれども、こういったものについてのは、親がその信仰の道における健全さを求めるゆえなんです。この道に照らして健全な子に育ててほしいと、善かれと思つてやっていることなんです。なので、いかなる場合でもシンプルに、子の心身の発達に有害な影響を及ぼす言動は許されないと、健全か否かといった親の主観を是としかねないような言葉というのは不要ではないかというふうに思っております。

さて、今日は参議院においても宗教問題のいわゆる被害者救済法が審議入りという運びになっておりますけれども、宗教に起因する虐待に対してどのような対応をしていくのか、これ重要だと思つておいて、国会で終わるものではないと思つておりますし、多くの方々にも共通の認識をお持ちいただいていると思つています。

今日は、厚生労働省から伊佐副大臣にお越しいただいております。ありがとうございます。私はこの被害者お尋ねしたいんですけども、私はこの被害者

救済法だけでは全く不十分だと思っ
ています。が、やっぱり子供に
対する虐待に対して毅然と向
き合っていたかなくてはなら
ないというふうに思っています。
この宗教に起因する虐待に
対してどのように対応してい
くのか、また、どの辺りが
問題だと思っっているのか
についてお尋ねします。

○副大臣(伊佐進一君) 児童虐待につ
きましては、児童虐待防止法
第二各号に該当する行為を
保護者が行った場合には、こ
れは、宗教に起因するかと
思っはしないかにかかわらず
、また保護者の意図にかか
らず、児童虐待に該当し得
るものというふうに認識を
しております。

○副大臣(伊佐進一君) 児童虐待につ
きましては、児童虐待防止法
第二各号に該当する行為を
保護者が行った場合には、こ
れは、宗教に起因するかと
思っはしないかにかかわらず
、また保護者の意図にかか
らず、児童虐待に該当し得
るものというふうに認識を
しております。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。
まさにこのQ&Aによって様
々な問題が浮かび上がって
くると思っますので、是非
ともしっかりと多く意見を
拾っただきたいというふう
に思っしております。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。
まさにこのQ&Aによって様
々な問題が浮かび上がって
くると思っますので、是非
ともしっかりと多く意見を
拾っただきたいというふう
に思っしております。

はかなりのストレス。おま
えは仕事できないやつだ
なというのを一日に四回、
毎日仕事行くたびに言わ
れたらどうなるか。仕事で
できないやつだな、一回だ
つたら耐えられるけれど
も、千回、一万回言われた
らどうなるのか、大人の皆
さんでもメンタル病むとい
うことは皆さんよく御存
じのはずで。

さて、今日は副大臣に
虐待に關してもう少しお
聞きしたいことがござい
ます。

今回審議されているのは
親子法制というところで
、親子の在り方に關する
重要な法案です。また、
一昨日から法制審の中間
試案についてパブコメの
募集が始まったのは家
族法制でありまして、こ
ちらも日本における家
族の在り方を問う大変重
要な問題です。上川元法
務大臣が法制審議に、例
えば、養育費の問題であ
るとか面会交流である
とか離婚後の共同親権
であるとか、諮問した理
由というのは様々ある
のかと思っますけれども
、そこから始まり、やっ
つこのパブリックコメン
トまでたどり着いたとい
うことなんでしょうか。

私は、この問題熱心に
掘り進めており、子供の
連れ去りというものは
海外において虐待であ
るとされていふ事実を
知りました。厚生労働
省は、この日本で行わ
れているいわゆる子供の
連れ去り問題、虐待だ
という御認識でしょうか。

○副大臣(伊佐進一君) 先ほど
申し上げましたこの
児童虐待防止法の第二
条でございしますが、こ
こに児童虐待の定義が
書かれておりまして、
一つが身体的虐待、二
つ目が性的虐待、三つ
目が心理的虐待の四つ
でございまして、様々
なケースが考えられて
おりますが、この連れ
去りという行為のみを
もつてこの四類型の
定義に当てはまる
とは、一概には言
えないというふう
に考へております。

ただ、例えば、子供
を連れ去るときに
子供に對して、
例えば、言葉
による脅迫を行
うというよう

な場合であるとか、ある
いは子供の面前でもう
一方の親に對して暴言、
暴力を振るうなどした
場合というのは心理的
虐待に当たり得るとい
うふうに思ってござい
ます。

○梅村みずほ君 ありが
とうございします。
即座には虐待という
定義に今は当たらない
かと思っますけれども
、子供を連れ去られた
場合、両親との關係が
良好だった場合、子供
に何が起るかと
いふことが、いわゆる
片親引き離し症候群、
片親疎外とも言われる
ような問題というの
も取り沙汰されてお
ります。これ自体は
医学的なものではない
で、こういった状況に
なりまして、片親と
不調に引き離された
場合に、PTSDです
とか学習障害や摂食
障害というように、あ
らゆる心理的な面から
くる体調不良というの
を起すことがあるとい
うことで、海外では
この片親疎外という
のも虐待であるとい
うふうに捉えられて
いたりするんですが
、この片親疎外、日
本では虐待に当たり
ますでしょうか。

○副大臣(伊佐進一君) 子
ども虐待対応の手引き
というものがござい
ます。この中で心理
的虐待について具
体的に例示をさせ
ていただいております
。例えば、配偶者
やその他の家族など
に對する暴力や暴言
でありますとか、あ
とは子供の心を傷
つけることを繰り返
し言うということも
例示として示させ
ていただいております
。つまり、子供に
對して執拗にもう
一方の親の悪口を
言いかせると、ある
いは子供の心を傷
つけるようなこと
を繰り返すという
ような行為に對
しては心理的虐待
に当たり得るとい
うふうに考へて
おります。

○梅村みずほ君 ありが
とうございします。
副大臣に言っ
ていただいたと
おり、片親疎外
というのは片
方の親からもう
一方の親につ
いて余り良く
ないことを聞
かされるとい
うことで子供
に引き起される
心理的な状態
であります
けれども、そ
ういった片親
疎外、あるいは
子供の連れ去
り自体を虐待
だと日本も認
定すべきだ
という声は
国内

外から上が
つてるところ
でござい
ます。でも、
この子供の
連れ去り
と言われて
も、なぜ起
るかと
いふことが
、私は
やっぱりD
V対策とい
うのが日本
は本
当に脆弱
であるから
だと思っ
てい
るん
です。家
庭内でも
う耐え
難い苦痛
に身
体的、肉
体的に遭
つた場
合に、か
わい
い我が
子を
連れ
て出
ざる
を得
ない
とい
うよ
うな
親が
存在
する
のも
事
実
であ
つて、
これ、
DV
対策
とい
うの
は、私
はも
うア
メリ
カを
始
めと
して
世
界
で
広
が
つ
て
お
り
ま
す
フ
ァ
ミ
リ
・
ジ
ャ
ス
テ
ィ
ス
・
セ
ン
タ
ー
方
式
と
い
う
も
の
を
是
非
と
も
日
本
で
も
導
入
し
た
い
と
思
っ
て
お
り
ま
し
て、
い
ろ
い
ろ
な
機
関
が
集
ま
り
、
D
V
、
そ
し
て
虐
待
な
ど
の、
ま
さ
に
フ
ァ
ミ
リ
の
ジ
ャ
ス
テ
ィ
ス
に
關
する
セ
ン
タ
ー
で
す
の
で、
問
題
を
ワ
ン
ス
ト
ッ
プ
で
対
応
す
る
と
い
う
こ
と
な
ん
で
す
け
れ
ど
も、
そ
う
い
っ
た
D
V
対
策
が
余
り
に
脆
弱
だ
か
ら
連
れ
去
る
し
か
な
い
と
い
う
の
が
日
本
の
現
状
な
の
だ
と
い
う
こ
と
は
し
っ
か
り
捉
ま
え
て
お
か
な
く
て
は
い
け
な
い
と
思
っ
て
い
ま
す。
今日
は、
D
V
対
策
は
他
省
の
所
掌
で
ご
ざ
い
ま
す
の
で
質
問
し
ま
せ
ん
け
れ
ど
も、
D
V
対
策
の
脆
弱
性
が
様
々
な
問
題
を
生
み
出
し
て、
日
本
は
連
れ
去
つ
た
ら
親
権
取
れ
る
ん
だ
と
い
う
こ
と
が
ち
よ
つ
と
知
れ
渡
り
始
め
て
い
て、
な
の
で
本
当
に
D
V
じ
ゃ
な
い
人
ま
で
D
V
で
す
と
言
え
ば
い
い
の
だ
と
い
う
ふ
う
に
な
つ
て、
放
置
し
て
い
る
状
況
が
新
た
な
被
害
者
を
生
み
出
し
て
い
る
と
い
う
側
面
が
あ
る
。こ
れ
は、
慎
重
な
議
論
を
と
い
う
声
も
あ
る
ん
で
す
け
れ
ど
も、
家
族
法
制
に
つ
いて
は、
だ
ら
と
し
て
い
く
と
余
計
に
被
害
が
広
が
つ
て
い
き
ま
す
よ
と
い
う
の
が
現
状
で
あ
る
と
い
う
ふ
う
に
私
は
認
識
を
し
て
お
り
ま
す。
さて、
この
離
婚
後
の
共
同
親
権
制
度、
是
か
非
か
導
入
に
つ
いて
議
論
さ
れ
て
き
た
法
制
審
の
中
間
試
案
に
對
する
パ
ブ
リ
ック
コ
メ
ン
ト、
受
付
は
二
月
の
十
七
日
ま
で
と
い
う
こ
と
で、
パ
ブ
コ
メ
に
し
て
は
大
変
長
い
ん
で
す
ね。
そ
れ
だ
け
国
民
の
皆
さ
ん
を
広
く
取
る
う
と
い
う
こ
と
な
ん
で
す
け
れ
ど
も、
こ
の
ス
ケ
ジ
ュ
ール
だ
と
来
年
の
通
常
国
会
で
の
法
案
提
出、
間
に
合
わ
な
い
の
で
は
な
い
か
と
い
う
ふ
う
に
私
は
危
惧
を
し
て
お
り
ま
す。

子供の成長は本当に早いです。一か月、二か月、ただけでも全然違ってくるんですね。なので、この法案が出されないということになると、また会えない子供たち、親子というのがたくさん出てくるということであって、政治の世界にいると、私はもう童宮城のようだと思ってるんですけど、時間も流れというのが大変スローで、半年ぐらい延びてもいいんじゃないか、一年ぐらいどうってことないんじゃないか、一歩前進だ、済ませようとするんですけども、子供の人生の間で見ると本当に一か月一か月が大きいということとを認識していただきたいと思っています。

上川法務大臣から続きまして、この家族法制、今回は親子法制ですけども、家族法制というのは諮問から順調に議論を積み重ねてきました。スピード感を持ちながらしっかりと引き継ぐべきと考えますけれども、法務大臣の御見解をお尋ねします。

○国務大臣(齋藤健君) 御指摘のとおり、この問題はスピード感、子供の成長を考えますと非常に重要な要素だと思っております。

ただ、もう御案内のことだと思いますが、一方におきまして、この父母の離婚後の親権の在り方につきましては、国民の間でまだ様々な対立とあっていい事項が含まれているのも事実でございます。そう考えますと、こういった課題についてはしっかりと議論を重ねて、国民の間でできるだけコンセンサスを得ていくという努力というのも一方で大事なんだろうなと思っております。いずれにしても、法制審議会においては、子の最善の利益を確保する観点から、充実した調査審議がスピード感を持って行われることを期待しているところであります。

○梅村みずほ君 大臣、ありがとうございます。

慎重にというのは大事なことで、様々な意見があつてまさに対立しているんですよ。これ、なぜ対立しているかと思つたら、私は時間掛けてしまつたからだと思つていいんです。最初は対立の程度というのが中程度だったとしても、どうし

ようどうしようかとやっていると被害者も出てきて、双方引けなくなつてきている。それがいいよ、激しくなつて、これ以上置くとつと対立するというのが私の認識です。ですので、ここまで来たのですから、必ず来年の通常国会で出してもらいたいというのが私の思いでございます。

大臣の役割というのは多岐にわたります。私にとつては御苦労も全然分らないところでもあるんですけども、省庁の皆様も、重要な問題だからもう少し検討しようという心理的な作用働くと思ひます。そこをちゃんとまとめるんだよと背中を押すというのは大臣の重要な役割だということ御認識はおありでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) まず、大臣としては、現在、法制審議会調査審議中でありまして、今の検討の在り方をこうしろああしろという指示を出すのはちょっと差し控えたいと思つておりますが、私は、とにかく子の最善の利益というものが確保されなくてはいけないという認識は強く持つておりますので、充実した調査審議が、繰り返しになりますが、スピード感を持って行われることを私は強く期待をしているところであります。また、担当部局にはその調査審議をしっかりと支えるように改めて指示をしてみたいと思つております。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。

大臣は今日、ブルーリボンバッジ付けていらつしゃいます。このブルーリボンがアクセサリーではなく本心にのこつたバッジであるならば、まず自国の問題というものにしつかり向き合つていただきたいと思つていいんです。これ、なぜかという、日本は北朝鮮と同じじゃないかって言われることがこの家族法制に絡んであるからなんです。

ちよつと配付資料で今日御紹介したのが、まず一ページ目、二ページ目でありまして、今年、オーストラリア人女性、母親の下から子供たちが連れ去られたということで、日本在住の方なんですけれども、一ページ、二ページ目、こちらは

オーストラリアのウエブメディアで報道されているものを日本語訳したものでございます。タイトルが、先に誘拐した者が勝つ、なぜ日本はこのオーストラリア人母親が子供たちに会うことを許さないのかというようなタイトルになつていまして、こちらは、この件はこの記事とは別にオーストラリアの公共放送でも伝えられていまして、対日感情というものを様々引き起こしているわけなんです。

皆様御案内のとおり、外交の安全保障面においては日本は大変厳しい状況に立たされていまして、クアッドの枠組みも重要です。このクアッドの枠組みでも連携しているオーストラリアでこういった感情が起こるとするのは一ミリでも排除したいというのは当然のことだと思つてですね。

今日は外務省からも政務官にお越しただいております。申し訳ございませんけれども、秋本政務官にお伺いしたいんですけども、こういった事件、今後もオーストラリアの方々がこういった連れ去り問題に関わつてくるという可能性も排除できません。こういった問題が起こるといふことは、両国の関係に影響を落とすことにもなりかねないでしようか。

○大臣政務官(秋本真利君) 日豪は基本的価値と戦略的利益を共有する特別な戦略的パートナーであります。地域の同志国として、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて緊密に連携もしております。

御指摘の報道でございますけれども、承知しております。日本国内における父母の離婚等に伴う子供の養育や親子交流等に関する日本の制度や運用については、子の利益や権利に関わる重要な問題だといふふうに理解しております。

外務省といたしましては、この問題が日豪関係の阻害、障害とならないように、関係省庁とも意思疎通をしつつ、日豪当局間の対話を支援していきたいといふふうに考えております。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。

外務省からも対応が必要ではないかというよう

なお答えありましたし、これはもう日本だけで収まらない問題なんです。

配付資料の最終ページにありますのは、今年の十一月三日、先月出されました国連の規約人権委員会への対日審査です。実子誘拐というような言葉を出して厳しく非難されています。

そして、三ページ目にありますのは、EU議会において日本に出された非難決議、これ法制審の資料でございます。EUも非難をしています。

そして、五枚目の表ですね、こちらはアメリカです。二〇一七年、アメリカの下院の委員長が、岸田当時の外務大臣、今総理でいらつしゃいますけれども、岸田当時の外務大臣が日本が子の連れ去り問題で米国の制裁を受ける可能性は低いとした発言を聞いて大変お怒りだったわけなんです。

それに関連した記事が載つておりまして、これは、やっぱりアメリカとの関係、もう日米の安全保障体制を中核とする日米同盟は日本外交の基軸であるという言葉はもう繰り返して述べられているのであつて、非常に重要な問題なんです。で、この委員長はどのようにおっしゃつたかという、岸田元外相の発言を言語道断だと非難して、日本を守るために命を危険にさらしている米軍人も日本人による子供連れ去りの犠牲者に含まれると、そして、日本を制裁する必要がある、日本は同盟国だからなおのこと人権侵害は許されないと強調しているわけなんです。

日本はハーグ条約に批准しているんです。子どもの権利条約にも批准しているんです。こういう問題が次々拳が、北朝鮮と日本は同じなんじゃないのか、人権意識が大変低い国なんではないかというふうにも思われている側面があるんです。

秋本政務官にお伺いしたいんですけども、この日米同盟というところも鑑みて、子の連れ去り問題、影響はどのように見えていらつしゃいますでしょうか。

○大臣政務官(秋本真利君) 国境を越えた子供の不法な連れ去り等をめぐる対応に、問題につきま

しては、我が国は、いわゆるハーグ条約が発効して以降、ハーグ条約の対象となる事案について、条約に基づいて各締約国との協力を通じて適切に対応してきているところであります。

今御指摘がありました米国側の発言についてでございますけれども、二〇一七年の米下院外交委員会での人権等に関する小委員会の公聴会の場でスミス小委員長が行ったものだというふうに承知しております。

米国国務省が毎年発行している子の連れ去り問題報告書において、過去には我が国が同条約の不履行のパターンを示す国に分類されていた年もございましたが、近年はそうした分類には含まれておりません。今年の報告書においても、日米のハーグ条約中央当局は事案解決を促進する強力かつ生産的な関係を構築しており、日本の裁判所による決定の執行は総じて適時に行われている旨、記載をされております。

このように、日米間の子の連れ去り問題についても両国の関係当局が協力して適切に対応しており、子の連れ去り問題が日米同盟自体に影響を及ぼすとは考えておりません。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。

影響を与えるとは考えていないことなんでしょうけれども、そしてハーグ条約の義務不履行国に今は入っていないということですが、やっぱりこういった、今日お示しした資料のような事案というのは起きていくわけです。前向きに捉えなくてはいけないですし、もう時機は熟していると思います。これを放置するというのは国際的な非難にさらされるので、是非来年の通常国会で法案を提出していただきたいと申し上げて、質問を終了します。

ありがとうございます。

○鈴木宗男君 民法等の一部を改正する法律案、我が党は梅村委員が度々質問されて、我が党の主張、考えも伝わったと思いますし、この法案には賛成でありますので、私は個別にこの法案では質問することはありません。

ただ一つ、大臣、両親が別れますね。別れたとき、今まで親子面会という表現してきたんです、親子面会。ところが、私は、親子が会うのに面会というのはおかしい、これを親子交流に直せと、こう強く言ってきたまして、これ法務省さん、民事局の理解も得て、今、法制審でも親子面会ではなくて親子交流という表現になったと。ちよつと私は、そういった意味では、そういう立場で発言してきた。これも私は、鈴木貴子代議士、娘からアドバイスをもらって、いろんな場で言ってきたことが功を奏したんですけれども、そういったことがあったということをちよつと、大臣、頭に入れておいていただければ有り難いなと思っております。

大臣、昨日の夜七時半から、NHKの「クローズアップ現代」、入管で今何がというタイトルで、この収容施設の実態に迫るという番組がありました。御覧になったでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 大変残念ながら昨日の番組は見えないんですけど、またNHKで見ることでもできると思いますので、必ず見たいと思っております。

○鈴木宗男君 法務省関係者、入管の人らは見たでしょうか。

○政府参考人(西山卓爾君) 私は視聴いたしました。

○鈴木宗男君 見て、どんな印象を持ったんです。私は、あのウイシユマさんが苦しんでいる様子見る、もう非常に見ている大変だなという感じを受けましたね。なぜ処置をしないのか、お医者さん呼ぶなりですね。全く人間的でないと、こう私思いましたね。

さらには、このクルド人のデニスさんという人が言うには、人間扱いはされていない、もう犯罪人扱いで、非人道的だということをやっていますね。

あのこういった場面を見たり聞いたりしてどう思いました。

○政府参考人(西山卓爾君) 政府参考人として、

私個人の感想については差し控えていただきたく思います。まずは名古屋入管でウイシユマさんが亡くなったことにつきまして御冥福をお祈りしたいと思います。この事実については入管として重く受け止めなければならぬと思っております。

○鈴木宗男君 大臣、今の答弁で、私としては個人的に差し控えたいと言っています。

じゃ、あなた、個人的に差し控えたいと言ったら、何の立場で今出てきているんです。これ国会に対して失礼じゃないですか。あなたは個人で来ているんじゃないんですよ。今、国家公務員として来ていないんじゃないんですか。大臣、どうです、それ明確にしてください。

○国務大臣(齋藤健君) 当然、国家公務員としてここで答弁するために来ているということであります。

○鈴木宗男君 今のその個人的というのを撤回すべきじゃないですか。どうです。

○政府参考人(西山卓爾君) 私が申し上げた趣旨は、西山卓爾という個人の感想としてはこの場で述べる立場にはないということを示し上げたわけでございます。もとより、その入管庁の次長としての立場として、NHKの昨日のものを視聴いたしました。あの場面では、その……(発言する者あり)

○鈴木宗男君 大臣、おかしいんじゃないんですか。入管庁次長として来ているのが、個人としての言葉は差し控えるというのを取り消すというのは当たり前でしょう。何で深くそれ認めないんですか。思いがついているんじゃないんですか。

○国務大臣(齋藤健君) ここで御答弁する際に、入管庁として答弁をしなければなりません。その立場を踏まえて答弁すべきだと思います。

○鈴木宗男君 これ、私はこの入管庁見ていると、十七人も死んでいる。そして、先々週ぐらいですか、一人がまた自殺した、東京入管でという話もあるんで、十八人。刑事施設でも二十年間

亡くなった人四人しかいませんよ。入管で十七人も十八人も亡くなるということでは異常なんですよ。私は、そういう指導をして、人間的なやつばり欠陥があるんじゃないかと思っております。よ、上から目線です。

次長、昨日の映像でも、あの一人のネパール人の人でしたか、あの男の人に対して四人も五人も掛かって押さえ込んでいたような姿テレビに出ていましたね。あれ見ただけでも、私はちよつと異常なやり方だと思っております。その積み重ねが死亡という事態に至っていると思っております。西山さんはどう見ました、あの姿を。

○政府参考人(西山卓爾君) 私も次長として、あのビデオにつきましては、昨日の視聴前から既に私としてもビデオは確認をいたしております。

その上で、大変恐縮ではございますが、制圧に関する事件、事件というが事案につきましても、現在訴訟が係属中でございますので、個々の事案に関して、しかも訴訟係属中ということでございまして、コメントは差し控えてさせていただきます。

○鈴木宗男君 訴訟は訴訟ですよ。私は、これは、国会の、国民を代表する国会議員の集まりの委員会、公の場所で聞いているんですよ。このことだけはしっかりと頭に入れてください。

それで、大臣、私はこの入管施設の改善について、去年の参議院の予算委員会でも私は言っているんですよ。改善すると言っているけれども、例えば今ホームページ見ても、入管施設の、畳部屋の紹介ですよ。外国人を入れるのに、私は少なくとも、椅子だとかベッドだとか、時代に合ったというか、国際スタンダードにすべきだと思うんですよ。

これ去年から言っているけれども、どこまで改善されたか、教えてください。

○政府参考人(西山卓爾君) 入管収容施設では、外国人の風俗、習慣を考慮し、畳敷きの居室であつても寝具にマットレスを加えて貸与するなど配慮を行っているほか、平成十九年以降に新設

効力に関する訴訟、当選訴訟を提起することができるとされておりますので、この期間内に訴訟が提起されなかったのであれば選挙結果はそのまま確定するということがまず一点でございます。

次に、その当選訴訟が提起された場合において、お尋ねのような、その選挙の当日選挙権を有しない者の投票が表面に現れない投票で有効投票に算入されたことが推定され、かつ、その帰属が不明な投票があることが判明したときは、公職選挙法第二百九条の二の規定により、開票区ごとに各候補者の得票数から当該無効投票数を各候補者の得票数に応じて案分して得た数をそれぞれ差し引き各候補者の有効投票を計算するものとされており、一般的にこの場合にも当落には影響を及ぼすものではないと考えておるところでございます。

○川合孝典君 今お聞きいただいて御理解いただけたと思うんですけど、投票した時点でいわゆる投票権がないということではなく、今回の場合には投票した時点で、は要は投票権はあったわけです。それがその後遡及消失したことによって投票権を後に失うということであって、実は今のルールはこういったことは想定されていないということなんですね。したがって、この問題とどう向き合っていくのかということもこれから整理しなければいけない課題の一つとして指摘させていただきたいと思えます。

では、もう一点総務省さんの方に確認させていただきたいと思えますが、この当該者が被選挙権を行使して地方議員や地方自治体の首長等の地位にもあった方であった場合、認知が事実と反することが判明し国籍を遡及的に否定された、その場合、この地方議員、地方自治体議員や首長さんの地位はどうなるのか、総務省さんにお伺いします。

○政府参考人(三橋一彦君) 地方公共団体の議会の議員及び長が仮に日本国籍を遡及的に有しない

こととなった場合の身分の取扱いについてお答えいたします。

地方自治法第二百七条第一項におきまして、地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるときはその職を失うとされており、この場合、被選挙権の有無は議会が決定することとされており、決定のときからその職を失うことと解されており、また、地方自治法第四十三条第一項におきまして、地方公共団体の長が被選挙権を有しなくなったときはその職を失うこととされており、この場合、被選挙権の有無は当該地方公共団体の選挙管理委員会が決定することとされており、決定のときからその職を失うことと解されており、

○川合孝典君 ありがとうございます。今の二つ御質問させていただきましたけれども、先ほど石川議員の方から総理大臣という話が出て、ちよつとなかなか想定しにくいという御答弁がありましたけど、こういった事例ということについては総理の例よりは可能性、生じる可能性ということも当然高いわけでありまして、こういったこともきちつと対応して準備しておかなければいけないことの必要性があるということを指摘させていただきたいと思えます。

内閣官房にも来ていただいていると思えますので、内閣官房にお伺いしたいと思えます。内閣大臣の地位にあった者が、方の国籍が遡及的に否定された場合のこの内閣大臣の地位というのは、直ちに消失するものなのでしょうか。その判断の根拠も含めて御説明をお願いします。

○政府参考人(黒田秀郎君) お答え申し上げます。公権力の行使又は国家意思の形成の参画に携わる公務員となるためには日本の国籍を必要とする旨と承知をしております。内閣大臣につきましても、当然に日本の国籍が必要とされるというふうに解されております。仮に内閣大臣が日本の国籍を有しないことと

なった場合には、このことを踏まえまして、内閣大臣の任免、任するあるいは免するを担います内閣総理大臣が適切に対応するということになるというふうに承知しております。

○川合孝典君 ありがとうございます。関連して外務省さんにも御質問したいと思えますが、外交官の地位にあつた方の国籍が遡及的に否定された場合、外交官の地位はどのようにになりますでしょうか。

○政府参考人(志水史雄君) お答え申し上げます。外務公務員につきましては、外務公務員法第七条におきまして、国籍を有しない者又は外国の国籍を有する者は外務公務員となることができないと規定されており、また、外務公務員が当該規定によつて外務公務員となることができなくなったときは当然失職すると定められております。

したがいまして、外務公務員が日本国籍を喪失した場合、当然にその職を失うこととなると考えております。

○川合孝典君 ありがとうございます。質問は、外務省さん、内閣官房さん、総務省さんは、質問はここまでとさせていただきます。思いますので、御退室いただいで結構でございます。

○委員長(杉久武君) じゃ、外務省、総務省、内閣官房の政府参考人は御退室いただいで結構です。

○川合孝典君 では、引き続き、今度法務省さんの方に御確認をさせていただきたいと思えますが、同様の趣旨で、裁判官の地位にあつた者の国籍が遡及的に否定されることになった場合に、この裁判官の地位はどうなるのでしょうか。

○政府参考人(竹内努君) お答えいたします。先ほど内閣官房からも御答弁申し上げたとおりですが、公権力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であると解されております。裁判官は、司法権の

行使である裁判を主たる職務とし、公権力の行使に携わる公務員でありますので、日本国籍を有しないことは欠格事由になると考えられます。

裁判官に任命された後、日本国籍を遡及的に喪失した場合、任命行為の際に欠格事由があつたことになると考えられますので、このことを踏まえまして、任命権者である内閣において適切に対応されるものと考えております。

○川合孝典君 質問の順番がちよつと変わりますが、この遡及的に国籍を喪失した裁判官の方ですが、要は、要は当然それまでの間に裁判に携わつて何らかの判決を行つていらつしやる可能性は高いわけでありまして、その判決について瑕疵は生じないんでしょか。

○政府参考人(竹内努君) 欠格事由に該当する者が裁判官に任命されて裁判をした場合というお尋ねでございますが、その裁判が当然無効になるわけではないかと考えまして、上訴事由又は再審事由に当たると解されます。

○川合孝典君 ということは、全く瑕疵が生じないわけではないということ、もう一度やり直しをしなければいけないということという理解でよろしいですか。

○政府参考人(竹内努君) 再審事由に当たるというふうには考えますと、確定した判決について再審請求をしていただいで、そういう意味ではやり直すということになる可能性がございます。

○川合孝典君 判決を下されたときには日本国民であつたわけですから、そのこと自体には何の問題もないわけですが、その後、国籍を遡及喪失をされるということになるわけでありまして、元々そういうことは想定されていないということなわけでありまして、

続いて質問させていただきたいと思えますが、婚姻の関係についてちよつと確認をさせていただきたいと思えます。当事者が日本に住所を有する日本人であること

て婚姻をした者が、日本国籍を否定された結果、準拠法が異なることとなった場合、過去の婚姻に瑕疵が生じるかどうか、この点について御説明を願います。

○政府参考人(金子修君) 婚姻の成立は、各当事者についてその本国法によるとされております。

また、婚姻の方式は、婚姻挙行地の法によるほか、当事者の一方の本国法に適合する方式は有効とされております。

それで、このような規律の下で、国籍法三条一項に基づき日本の国籍を取得した者が婚姻をした場合において、その後認知について反対の事実があることが判明し日本の国籍の取得がそもそも無効であるということが明らかになったときは、当該婚姻の成立及び方式についての準拠法はその者が日本国籍を有しないことを前提として定まるということとなります。すなわち、その者が日本以外の国の国籍を有する場合にはその本国法である国籍国の法によることになりまして、その者が国籍を有しない場合はその常居所地法によるということになります。

そうしますと、お尋ねの事例における婚姻に瑕疵があるか否かは、以上を前提として定まる準拠法に照らして判断されるということになります。日本の国籍を有しないという前提で適用される法律を適用した結果、結果が変わらなければそれは有効となる余地がありますが、違つということになれば影響が生じるということになると思いますが。

○川合孝典君 ありがとうございます。

通告した質問一つ飛ばして、死亡した場合のこと、当事者がお亡くなりになった場合の事例で確認させていただきたいと思っております。

国籍を喪失した方が死亡した後、相続や死後認知といった手続が行われることが想定されますけれども、その時点で認知が事実と反することが判明した場合、死亡後でもなお日本国籍が溯及的になかったものとして取り扱うべきものなのかどうか、この点について法務省の認識を伺います。

○政府参考人(金子修君) 日本の国籍、日本国籍の取得がそもそも無効であるというふうに解することとなりますので、認知が事実と反することが明らかになった時期が認知をされた者の生前中であるか死亡後に、あるかによって結論が異なるものではないというふうに考えております。

○川合孝典君 日本の法律、日本法を準拠法として遺産分割の審判が既に確定していた場合、その審判に瑕疵が生じるかどうか、この点についてお願いいたします。

○政府参考人(金子修君) 我が国において、相続は、被相続人の本国法によるとされております。この規律の下で、国籍法三条一項に基づいて日本の国籍を取得した者が死亡した場合において、その後、認知について反対の事実があることを判明し、日本の国籍の取得がそもそも無効であるということが明らかになったときは、その者を被相続人とする相続についての準拠法は、その者が日本国籍を有しないことを前提にして定まるといこととなります。法の適用に関する通則法によつて、その者が日本以外の国の国籍を有する場合は、その本国法である国籍法の法によつて相続関係を処理されるということになり、その者が国籍を有しない場合はその常居所地法によるということになります。

お尋ねの事例による遺産分割協議に瑕疵があるか否かは、以上を前提として定まる相続の準拠法に照らして判断されるべきと考えられます。もう一度、済みません。

○委員長(杉久武君) 金子局長、どうぞ。

○政府参考人(金子修君) お尋ねが遺産分割の審判が確定した場合ということですのでよろしいですか。今ちょっと遺産分割協議の方をお答えしてしまいました。日本法を準拠法として遺産分割の審判が確定したけれども、日本国籍が否定された結果として準拠法が外国法となるというような場合は、本来はその準拠法である外国法を適用すべきだったということになります。一般論として言えば、家庭裁判所による家事審

判は再審事由がない限りは取り消されることがなく、御指摘の点は直ちに再審事由には当たらないと承知しております。もつとも、遺産分割の審判はあくまで相続権や相続財産等の存在を前提としてされるものであり、遺産分割の審判がされた後にその審判の前提となった相続権や相続財産等の存在が否定されれば、遺産分割の効力も失うというふうに解されていますので、準拠法が異なるものとなった結果、相続権が否定されたり、あるいは相続財産であるということが否定されるといった事態が生ずれば、その遺産分割の審判に影響を及ぼすということになると思っております。

○川合孝典君 次の質問に入ります。

刑罰について御確認させていただきたいと思っておりますが、当事者が日本人であることを前提に刑法上の国外犯処罰規定が発動されて有罪判決が確定した当事者の日本国籍が仮に溯及的に否定された場合、この当該確定有罪判決に瑕疵が生じるかどうか、この点について確認をさせていただきます。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。

国民の国外犯の処罰について規定する刑法第三条は日本国民に適用されること、この日本国民に当たるとは国籍法の定めるところによること、この点が一般的に理解とされております。

そして、この刑法三条の適用に関しまして、どの時点で、すなわち行為をしたときなのか、あるいは訴追、すなわち起訴をしたときなのかのいずれの時点で日本国民であることを要するかについては、国外犯を処罰する根拠をめぐって様々な見解があるものと承知をしております。

その上で、お尋ねのように、国籍法の規定による認知に基づく国籍取得の届けに効力がなかったとしたときに、どのようなケースで刑法の国外犯処罰規定の適用に影響が及ぶかについては、ただいま申し上げたような、刑法三条の適用に関して、日本国民であることを要する時点をとるよう解するかを前提といたしまして、個別の事件の具体的な事実関係も踏まえて判断されるべき事柄でございますので、法務当局としては一概にお答

えをすることは困難であるということをお理解賜りたいと存じます。

○川合孝典君 これから検討すべき事項で、現時点では明確に答弁は得られないという、今そういう状況だということを確認させていただきま

今日、厚生労働省さんにもお越しいただいておりますので、厚生労働省さんに社会保険給付への影響の範囲について、少し確認をさせていただきたいと思っております。

国民健康保険や国民年金について、国籍が溯及的に否定されたことになった場合に、この場合、入管の説明では、一旦不法滞在状態になるということとされておりまして、この当該当事者が健保や国民年金に加入していた場合、この加入者の地位はどうなるんでしょうか。

○政府参考人(日原知己君) お答え申し上げます。

国民健康保険や国民年金につきましては、外国人の方につきましても、適正な在留資格を有し、住所を有している場合には、原則として適用対象としております。

このため、国籍が溯及して喪失することで無国籍となられた方につきまして適正な在留資格を有しないこととなる場合につきましては、国民健康保険及び国民年金の適用対象とはならないものがございます。

○川合孝典君 ということですね。

で、この不法滞在者若しくは不法滞在状態が生じたこの期間中に、仮に大きなけがや病気で高額な医療が必要になった場合、どのような仕組みで対処が考えられるのか、お教えてください。

○委員長(杉久武君) 答弁は、厚生労働省、いいですか。

○川合孝典君 済みません。これは通告してないんです。なんでですけども、そういうことが当然考えられるわけでありまして、そういうことに対応するルールはありますか、厚生労働省さん。

○政府参考人(日原知己君) お答え申し上げます。

繰り返し恐縮でございますけれども、先ほど申し上げましたように、国民健康保険につきましては、外国人の方につきましては、適正な在留資格を有し、住所を有されている場合に原則として適用対象となる場合がございますので、国民健康保険からの給付の対象とすることは困難でございます。

○川合孝典君 ということですが、仮にこの無国籍状態の期間中にこういう問題が生じたときには、救う手段が現状はないということだということであります。

加えてなんですけど、この不法滞在状態に置かれている場合に、当然この国民健康や、年金や健保に加入していただいていた方については、その期間が当然除外されるということになります。その結果として年金保険料の納付期間に不足が生じるといったような場合に、どのような仕組みで救済するのか、こういってことについても当然今後検討していかなければいけない課題であるということを指摘をさせていただきたいと思っております。

もう一点、通告した質問をさせていただきます、厚生労働省さんに。

生活保護について、当該当事者が生活保護を仮に受給されていた方であった場合、この受給資格はどうなるでしょうか。

○政府参考人(本多則恵君) お答え申し上げます。

生活保護法に基づく保護は、日本国民のみを対象としております。お尋ねの事例に関する取扱いにつきましては、日本国籍を有する方が日本国籍を失った場合ということですので、生活保護法に基づく保護の対象外となります。

○川合孝典君 そうですね。となった場合に、この不法滞在状態の期間、生活に困窮した場合、どのような仕組みで救済はできますか、考え方として。

○政府参考人(本多則恵君) 生活保護の立場から

申し上げますと、仮に日本国籍を失った方が不法滞在状態となった場合には、行政措置としての生活保護法に準じた保護についても対象外となります。

○川合孝典君 これまで年金と健保の加入者として保険料を日本国民として納めていらっしゃった方なわけですが、この方はそれが今回の法律の運用によつてはこうした問題が生じることなわけでありまして。そのことを私は指摘をさせていただいているわけでありまして、この法律が変わることによって無国籍者がただ生まれるということについての表面的な議論だけではなく、そのことの結果として一体どういう影響が生じるのかということ、このことを考えて今後対応を図らなければいけないということでありまして。

時間がぼつぼつ迫ってきておりますので、大臣に改めて御質問させていただきますんですが、昨日の質問のときに、私、無国籍認定の設置、手続の設置について御指摘をさせていただきました。なぜこだわつてこの問題について私が指摘をさせていただいているのかということについては、もちろん大臣もこの無国籍者を生み出さないようにどうにかしなければいけないと、きちんとした対応をこれから図っていくことは繰り返してお述べになつておられるわけでありまして。私も、想定しない事態やこの法律改正に当たつては当初考えていなかったような問題がぼつと考えただけでもこういって形で出てくるという事実があるんです。こうした状況を生み出さないようにするためには、無国籍者ともかく生み出さないようにまずどうするかということの議論を入口のところでやらなければいけないわけでありまして。

同様の事例はヨーロッパ、オランダなんかでもそういった事例が出てきていて、いわゆる国籍権がきちんと行使できていないといったような事例に対して、要は、そのことが違憲であるといったような要は判断がなされたことの結果として、本来この無国籍認定手続の機関というものはなかったわけでありまして、オランダではそういったこと

を受けて無国籍認定というものを独自に国として進めるといったことをつい近年始めていらっしゃいます。

したがって、今すぐに設置しろということについてはなかなか難しいことなんでしょうけれども、この無国籍認定手続をどう整理して手続を行うのかということについては是非議論だけでも始めていただきたいと思いますけど、最後、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) まず、言わずもがなですが、いかにして無国籍者を出さないかということについては、るる御答弁申し上げておりますように、様々な対応していきたいと思つておられるわけでありまして。

そして、今委員がいろんなケースを御指摘になりました。この民法改正法案を政府として提出するに当たつては、当然のことながら、各省と協議をした上で、いろんなケースもあるねということも踏まえた上で提出をされているわけでありまして、そのそれぞれのケースについては各省で対応していただくということになると思っておりますけれども、政府として提出しているということでありまして、様々なケースについてはきちんと対応していくことは必要であると思つております。

無国籍認定手続につきましては、一般的な手続法でこれが一気に解決できるかといいますが、一言で言うと、我が国として、例えば外国国籍の存在について、責任を持つてこの人は取れるとか取れないとか、持つているとか持つていないとかいう判断をするということはかなり困難であるという現実が正直言つてあるのかというふうにも思つております。そういう意味では、その設置の必要性、可能性を含めて、我が国の実情や国際的な動向、おっしゃられましたけれども、踏まえながら、今の時点では慎重な対応なのかというふうにも考えています。

○川合孝典君 相手国との関係のことがあることは重々承知いたしておりますが、我が国として我が国の法律の下でどう対応するのかということ

は、そのこととは別に議論し実施することは決して不可能なことではございませんので、是非、この点、御検討を進めていただくことをお願い申し上げます。ありがとうございます。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。まず、国籍法三条の改正問題についてお尋ねいたします。

前回の私の最後の、質疑の最後の部分で確認をいたしましたけれども、二〇〇八年以来の法務省の運用、これ、従前からの確立した規律に基づくという御答弁になつておられるんですが、その運用によつて遡つて国籍が失われた者の件数、あるいは出国の有無、そうした方の在留資格がどうなつたか、帰化がどうなつたかなどの実情が統計的には把握されてこなかったということ、そして、入管庁においては退去強制手続ということになるんですけども、この退去強制手続に係る者が遡つて国籍を失った者なのかどうか、その点に留意した点もな取扱いがされてきたのかという統計的な把握はなされてこなかったということが明らかにになりました。

そこで、その点について大臣の認識をお尋ねしたいと思つておられるけれども、参考人質疑でのU.N.H.C.R.の金児参考人の御発言でも明らかかなことですが、国際人権水準はこの無国籍者をなくすという取組に進んでいるわけですね。無国籍を防止すると、そして削減すると。それだけでなく、無国籍者の権利を守るという、その取組が世界の流れであつて、言わばこれに逆行するといいますが、二〇〇八年以来、もう十四年間になりますけれども、この間、統計的に、政府の判断によつて無国籍になる、遡つて無国籍になるという方が把握されてこなかった、このことは極めて重大なことだと思つておられます。

国籍ないし戸籍がなくなつてしまえばどうなるかということ、この委員会でも本場にこのこととく明らかになつたと思つておられますが、とりわけ幼

い子供、ですから、親の認知が無効になるとかあるいは偽偽だったとかいうことについて何の責任がなくても、生活の基盤あるいはアイデンティティが奪われるという重大な不利益があるわけです。そうした事態である、そうした問題であるのに、これが統計的に把握されてこなかったということについて、大臣はどんな御認識ですか。

○国務大臣(齋藤健君) 私は、今の委員の御指摘は重要な御指摘だというふうに思っています。

まず、現状からお話ししたいんですけど、今、出入国在留管理庁におきましては、在留特別許可の可否判断の透明性を高める目的で、毎年、在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例についてということと公表をまず行っており、その中には、裁判の結果、日本国籍が認められなくなったものの在留特別許可された事例も含まれているということです。

もつとも、この在留特別許可の可否判断というのは、個々の事案ごとに諸般の事情を総合的に勘案して行っておりまして、その件数も実は膨大であったり、それから判断の透明性を高めるという目的を鑑みて、適切な事例を選定して公表するということを今現在行っておりまして、網羅的な事例の公表はまだ行っておりません。

その公表の在り方につきましては、更なる透明化を図ることを目的として平成二十二年度に見直しが行われておりまして、在留特別許可された事例等を分かりやすく分類、整理して一覧表形式にするなどの工夫を行ってきたところでありまして、引き続き、在留特別許可の可否判断の透明性の向上を図ってまいりたいと考えております。

そして、御指摘のような事例について、その公表などの在り方については今国会での議論を踏まえて今後検討していきたいと思っております。

○仁比聡平君 この今後検討したいという大臣の御答弁の背景には、関係部局でもう既にその大臣の答弁を裏付けるような検討がなされているのだからというふうに思っています。入管次長に伺い

ましよう。これまでの取組の中で、入管にとつてみると、国籍が失われたのではないかと、したがって非正規滞在ではないかという疑いがあるという状況の対応者ではないかという疑いがあるという状況で、違反調査などに入ると。その時点で、法務当局と、法務局と密接に連携することにはこれまでなっていないかというふうに思っています。

○政府参考人(西山卓爾君) 網羅的にその取扱について把握しているわけではございませんが、事案に応じては法務局と情報交換をする、情報共有をするといった事例もあるというふうには聞いております。

ただ、委員の御指摘のような、組織的といいますが、システムの的にその法務局と事前に情報共有するというような取組をきちんと決めていたわけではございませんので、今回、委員の御指摘も踏まえ、国会の議論も踏まえまして、その辺りは、法務局との情報共有、それから事前の調整といったものをきちんとやるように、今、取組のこの枠組みを検討しているところでございます。

○仁比聡平君 そういうことなんだろうと思うんです。私も、全ての事案が非人道的にしかくし定規に行われてきたかというところではなく、とりわけ小さい子供が路頭に迷わないようにいろんな取組がされてきただろうと思うんです。現場では、けれども、それを二〇〇八年以来どうなっていますかと聞かれると国会では説明できないという事態になっているというところが、私は今回の改正提起の大問題だと思っております。

民事局長、通告は、こういう趣旨の通告はしておりますけれども、法務局は、先ほど来の御議論の中でもありますけれども、市区町村がそうした事態を把握するというところについて、市区町村側から相談があればいろんな積極的な対応してこられていると思うんです。けれども、それを統計的に把握したり、あるいは入管とシステムの協議をしたというふうにはこれまでではしていなかったということについては、どんな検討され

ていますか。

○政府参考人(金子修君) 刑事事件やら民事事件を通じて偽装認知による国籍取得が発覚したというような場合は市役所の方で戸籍の削除の手续に入るわけですが、その市町村における戸籍担当部門からシステムの法的に法務局が連絡を受けるというふうなこともなっていないか、かつ、そのようなものですか、あるいはそういうこともあつて、法務局から入国管理局にその旨の情報提供もされないかと。相談があれば今までも在留資格とか帰化とかあるいは外国籍の確認等の手続についてそれぞれの部署でしていたと思うんですが、その辺りの情報共有がシステムのにはうまくいかなかった、構築されていなかったという現状があつたと思えます。

その点を踏まえまして、きちんとシステムの的に連絡を、法務局の方が言わば情報のハブとなつて連絡を受け、その旨を入管局の方に伝えるということ、例えば事前の調整をして、可能なら戸籍を削除する前にどういう対応ができるのか、あるいは削除した後でも、その後速やかに在留特別許可とか、そういうような手続につないでいくような調整ができるようになるのではないかと。

また、そういうことがシステム化されると言わば件数的にもきちんと把握されていくようになるんじゃないかというふうなことを、この点は検討、そういうような方向で検討を進めていきたいと考えています。

○仁比聡平君 大臣、今まずお伺いをしてみましたけれども、当局の御答弁ですね、そうした取組を是非本当に実効ならしめるために、まずはリーダシップ取っていただきたいと思えますが、いかがですか。

○国務大臣(齋藤健君) 局長が答弁いたしましたように、大事なことは、この各地の法務局ができるだけ早くその状況を察知するというのが一番重要なところなんだろうと思えますので、その帰化の手続とか、在留資格に関する手続とか、外国籍の確認等の手続について、できるだけ早くその

相談先に案内をするとか、入管当局と連携をしたりでどうか、その情報を共有するなど関係機関と連携するとか、これ必要なわけですけど、早ければ早いほど、その法務局が状況を把握することが早ければ早いほどその手が打てるということでありますので、市町村との関係も含めまして、そういうきちんとした対応取れるように、私、目配りをしていきたいと思っております。

○仁比聡平君 ありがとうございます。そうしたこの二〇〇八年以来の言わば総括の上に立つて、今後どうするかということがとても大事だと思っております。金児参考人は、無戸籍ゼロと無国籍ゼロを一体で取り組んでほしいという趣旨のアドバイスをされました。私もそのとおりだと思っております。

というのは、資料の三枚目にお配りしましたけれども、今回の委員会質疑に提供いただいたためにわざわざ民事局に無戸籍ゼロタスクフォースの概念図をポンチ絵にいただいたのがこの資料なんですけれども、先ほど来、金子民事局長の御答弁にあるように、ハブですよ、法務局がハブになるという、その真ん中に法務局がハブになつて、市区町村との関係、それから弁護士会や法テラス、家庭裁判所などのネットワーク、地方協議会ですね、それから、全国各地の法務局がハブになりながら、その情報集約や情報提供指示という形で本省がきちんと役割果たすという、こうしたネットワークがつくられてきたんだと思うんです。

それは、前回の質疑で明らかになつたように、二〇〇七年に大きな問題提起がされた無戸籍者問題、そして二〇一五年の取組もあつてこうした取組が構築されてきた。そういう意味ではシステムとして構築されてきた。ということだと思っておりますけれども、この無戸籍者対策の取組に言わば学んで、あるいは做つて、無国籍ゼロというこのタスクフォース的なものを是非御検討いただきたいと思っております。

そこで、ちよつと具体的に、まず民事局にお尋

ねしたいと思うんですが、このハブのところ、ハブというか法務局って書いてあるところに伴走型支援とあるじゃないですか。全国の自治体という寄り添い型の支援というような言葉を使っているところもありますけれども、例えば無戸籍者が把握されたときに、市区町村からの相談も受けて、法務局が家庭裁判所に法的手続のために同行支援を行うというような例もあるというふうに伺いましたけれども、この伴走型支援というのはどんな考え方なんでしょうか。

○政府参考人(金子修君) もちろん、無戸籍の方が国籍を、ごめんなさい、戸籍をですね、作るまでの過程では、御本人にどうしてもアクションを起こしていただくかなきゃいけない場面が出てきます。しかし、なかなか、幾つかそのためには乗り越えなきゃいけない問題があります。あと、法的な知識が必ずしもなければそれは難しいっていうこともありますし、具体的にどの裁判所にどういう書類を出したらいいかということも分からないということもあると思います。そういうことがある中で、いろんなその情報を、手続案内といいますが、そういうことを丁寧に行う、で、場合によってはその書類を提出するのに付き添うというようにもしています。一緒に同じ方向を向いて取り組んでいきたいと思います。伴走型あるいは寄り添い型と呼んでいるものと承知しています。

○仁比聡平君 いや、本当に大切な取組だと思っておりますよ。現場の法務省の職員頑張ってくれているなと思うんですよ。

もう一点、先ほど国籍を遡って喪失したときの案内という関係で大臣の御答弁もあつたんですけども、特に母の母国の大使館、そこに国籍があるかも、国籍が取れるかもしれないという可能性が高いものですから、だから案内するというお話がありましたけれども、その大使館に寄り添って一緒に行くというような取組はこれまではどうやらないんじゃないかと思うんですけれども、実際に、あつ、もしかしたらあるかもしれないですね。

だ、これまで伺ったことはないんですが、実際に、日本人として暮らしてきて、学校に行っている、仕事をしている、その中で突然国籍を遡ってあなたは失いましたというふうに言われたときの大変さというのは、もう想像に余りありますよね。

それで、市区町村からもう私たち分からないから法務局行ってくださいと言われて、法務局からあなた国籍を失ったからどこぞの大使館に行ってくださいとか案内されるだけでは分からないじゃないですか。せめて、日本当局として、当該大使館に事前の連絡をする、あるいは必要なら一緒に行く。実際、母国語といたって、お母さんはしゃべれるかもしれないけど、子供はもう全然分からない、日本語しか分からないというようなことだつて山ほどあるわけでしょう。

そういう意味での寄り添い支援が今後は僕は必要じゃないかと思うんですけれども、局長、いかがですか。

○政府参考人(金子修君) 外国籍を持っているかも、あるいは取れるかもというようなことについての手続の案内、これは例えば、相談先をお知らせして、ここへ行ったらいいよというようなことは今までもある程度あつたのではないかと思います。おっしゃるとおり、先ほど、無戸籍者対策としての伴走型支援ですね、場合によっては大使館、領事館に同行するとか、あるいはそういうことまで、今後少しこの新しいスキームを考える中でどこまで寄り添っていけるかということも併せて検討してみたいというふうに思います。

○仁比聡平君 今日は、総務省それから文科省、厚労省の皆さんにもお話をいただいているんですけども、というのは、無戸籍ゼロタスクフォーラムについてはこの省庁の、関係省庁の皆さんが一緒に力を連携しているわけですね。

これ、その無国籍の問題でも強化をしていただきたいなというふうなふうに思っていますけれども、自治体の市区町村の窓口で研修やマニュアルということを取組を進めていくことや、それから、学校で児童が突然国籍を失ったみたいな話になるとそれ

はもう大混乱でしょうから、教育委員会を始めちゃんと対応をいただけるようなアドバイスを本省としてもしていただく。あるいは、児童福祉の現場あるいはその市区町村などの窓口でそうした取組が必要になることもあると思うんですが、それぞれ一言ずつで結構ですので、法務省を中心にした取組が進む中で是非連携を強化していただきたいと思いますが、御認識を伺います。

今の順番で総務省から。

○政府参考人(三橋一彦君) 無戸籍のタスクフォースにつきましては法務省において設置されたものでございますけれども、総務省は住民基本台帳制度を所管する立場から参加をいたしております。

住民票の記載は、戸籍法に基づく出生届が提出され、これを基に行われるのが原則でございますが、何らかの理由により出生届が提出されていない子に係る住民票の記載や就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載についてその考え方をまとめ、自治体に通知しているところでございます。

また、法務省が作成しております無戸籍の方の戸籍作成に係るリーフレットを始め、戸籍、無戸籍の方の戸籍作成に係る資料や動画が法務省のホームページに掲載されていることを市区町村に周知し、その活用を依頼しているところでございます。

○政府参考人(森友浩史君) お答え申し上げます。

無戸籍ゼロタスクフォースのメンバーといたしましては、文科省として、無戸籍の学齢児童生徒の居住が判明した場合の対応ですとか、あるいは無戸籍の学齢児童生徒に対するきめ細かな支援、例えば教育委員会が無戸籍の学齢児童生徒の情報を把握したときに、速やかに戸籍担当部に連絡するといったことですか、あるいは当該児童生徒が抱える教育上、生活上の課題に適切に対応するといったことにつきまして教育委員会等に通知をしているところでございます。こういった状況を踏まえまして、文科省として、委員御指摘のような課題に関係省庁とともに向き合うよう努

めてまいります。

○政府参考人(野村知司君) お答え申し上げます。

児童福祉法、こちらの方は、御案内かとは思いますが、虐待を受けているとか、家庭の養育では困難であるとか、あるいは保育が必要であるという場合には児童福祉法による福祉の対象になるというような仕組みでございます。

そうした仕組みでもございますので、この無戸籍者タスクフォース、こちらの中での議論なども踏まえまして、例えば無戸籍者については、自治体に対して、その無戸籍の児童を把握したならば戸籍担当部に連絡する、あるいは法務局に相談を案内するなど、そういった無戸籍者への支援といたしたものをお願いしているところでございます。

厚生労働省といたしましても、今後、必要に応じて、そういった無戸籍者あるいは無国籍者、そういった者への対応について、法務省など関係省庁と必要な連携協力は行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○仁比聡平君 ありがとうございます。

大臣、そうした関係省庁との連携を深めていく上では、まあ幾つか課題も出てくるかもしれないんですけど、是非、先ほど伺ったようにリーダシップを図って、取っていただきたいとお願いをしておきたいと思っております。

ちよつと時間が迫りましたけれども、婚姻法、特に嫡出概念の見直しについて、残る時間お尋ねをしたいと思っております。

資料に、先ほど福島議員から質問のありました戸籍の記載についての平成十六年の通知、通達に基づく記載例を法務省からいただいで、お配りしています。

つまり、嫡出でない子ということが分かる、男とか女という記載を本人の申出によって更正すると、これを再製というんですが、すれば、その戸籍に残っていた、この更正したという記録というものもなくなっていくということなんですけれども

も、民事局長、これ、こうした取組を平成十六年、あるいはその後、平成二十二年にも関連する通知を出しておられますけれども、これやっぱり、嫡出子、嫡出でない子という、こうした記載が母親そして子供にとってやっぱり大きな負担になっていると、だからこういう記載をできるようにするということだと思っておりますが、いかがですか。

○政府参考人(金子修君) 御指摘のとおり、戸籍の記載から嫡出子と嫡出でない子が立ち所に判明するようなものについてはできるだけ避けるという趣旨で累次の通達を、通知あるいは通達を出して対応してきたところでございます。

○仁比聡平君 もう一つ、数枚めぐっていただくと、平成二十二年三月二十四日付けの七二九号通知というのがあります。これは、嫡出でない子の出生の届けに当たって、続き柄欄に嫡出子又は嫡出でない子の別を記載するようというふうに本則なっているけれども、記載してねということも補正を求めても、いや、いろんな事情で、そうではなくてというお母さんの出生届について、その届出書きの附箋あるいは余白に認定した内容を明らかにした上で出生届を受理すると。つまり、嫡出、非嫡出と、あるいは嫡出推定で前夫の子というふうなことでない出生届を受けるという通知だと思っておりますが、そういうことではないですか。

○政府参考人(金子修君) 御指摘の平成二十二年の七二九号、民事局民事第一課長通知ですけれども、これは御指摘のとおり、出生届出には嫡出子と嫡出でない子を区別する届け、記載欄はあるんですけれども、その続き柄欄の記載がされていないなどの不備があっても、補正を、で、補正に足りない場合であっても、市区町村長において補正すべき内容を認定できれば出生届を受理するという取扱いを示したものでございます。

○仁比聡平君 この取組も、長い間のこの嫡出子あるいは嫡出推定ということをめぐる、本当に苦しんできた女性たち、お母さんたちです、その声の中で動いてきているものだと思うんです。

よ。実際、市区町村の戸籍窓口から目の当たりにするわけです、その苦しみを。

この嫡出推定制度とその戸籍記載の問題をこれは変えなさいという要求が現場からどんどん上がってきましたよね。だからこそ、民事局長はこの嫡出制度のそうした抱えてきた問題ということについてよく御存じなんだと思っております。

かつて、平成二十四年の七月二十七日の衆議院の法務委員会、当時の原民事局長が、嫡出である子あるいは嫡出でない子という言葉が使われておりますので、この言葉を今後、法改正する場合にはどうするかというの検討事項であるというふうに考えておりますと御答弁されたことがあって、今日も、局長、この検討という御答弁がありました。とても大事な御答弁だと思います。

この嫡出概念や嫡出推定というのをどう考えるのかということについて、やっぱり大臣を始めとして政治家がこの問題の解決に向けてどうリーダーシップ執るのかということがとても大事だと思っております。現場、あるいは当事者はもちろんですけど、現場はこれはもう変えるべきだと考えてきたんだと思っております。

そこで、ちょっと時間がなくなりましたから一問だけ大臣に伺いますけれども、前回の参考人質疑で二宮参考人がこの嫡出という言葉について説明をされました。嫡という言葉は、大宝律令辺りから出てきている言葉で、跡継ぎ、正統なる相続人という意味合いだと、家制度の中で嫡出子と、それ以外の庶子、私生児と、子供を三つに分けて、嫡出子が基本的に家督相続、家の跡継ぎとなると、その下で庶子とか私生児という立場にいる人はかなり差別的待遇を受けて苦しんでこられたと。なので、社会的な、社会の受け止めはそこから始まっているのではないかと。家父長制の意識というのはまだまだ残っていて、それが、婚姻をして子供をもうけて育てていく、それが正統な家族で、そうでないのは正統でないというような差別的な概念になっているのではないかと。大臣はこの二宮参考人の意見に対してどう思われましたか。

○国務大臣(齋藤健君) 嫡出という用語が用いられてきた社会的、歴史的な背景というのがあるわけで、それを踏まえて嫡出の用語を見直すべきだという指摘があるということは承知をしております。

一方で、嫡出でない子という用語について、最高裁判所では、民法の規定上、法律上の婚姻関係にない男女の間に出生した子を意味するものとして用いられているものであり、差別的な意味合いを含むものではないという判示も一方であるわけでありました。

したがって、法令用語につきましては、当然、社会情勢の変化等に対応して不断に見直しをしていくことが重要であろうと私は考えておりますので、法務省として引き続き検討を進めていきたいというふうに考えています。

○仁比聡平君 引き続き検討を進めていきたいと、その検討を本当に深めていただきたいと思っております。

資料の最後に、もう時間、聞けなくなりましたが、最後に、十一月三十日の東京地方裁判所での結婚の自由を全ての人に訴訟の判決部分から、私がとても胸を打たれた部分だけ引用させていただきます。

婚姻は、親密な人的結合関係について、その共同生活に法的保護を与えるとともに、社会的承認を与えるものである。このように親密な人的関係を結び、一定の永続性を持った共同生活を営み、家族を形成することは、当該当事者の人生に充実をもたらす極めて重要な意義を有し、その人生において最も重要な事項の一つであるということが出来るから、それについて法的保護や社会的公証を受けることもまた極めて重要な意義を持つものということができる。

これ、とても自然で、多様なカップルの姿、それが一人一人の尊厳に関わる大切なことだということが浮かんできると考え方だと思っております。だからこそ、先ほど石川議員からありましたけれども、これが一生、生涯できないということは個人の尊厳に関わる重要な人格的利益を侵害する人権

問題だということが大きな課題になっているわけで、大臣に是非向き合っていたいただきたいということ、最後にお願ひして、質問終わります。

○委員長(杉久武君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、高橋はるみ君が委員を辞任され、その補欠として堀井巖君が選任されました。

○委員長(杉久武君) 他に御発言もありませんので、本案の修正については仁比君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。仁比聡平君。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。ただいま議題となっております民法等の一部を改正する法律案に対し、日本共産党を代表して、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。本法律案は、女性に対してのみ婚姻の自由を不当に制約してきた再婚禁止期間に関する規定が削除されるほか、児童虐待を正当化する口実に利用されてきた懲戒権に関する規定が削除されるなど、女性や子供の権利利益の保護の観点から大変意義のあるものであり、全体として賛成するものです。

しかしながら、本法律案に含まれる国籍法第三条第三項の新設は問題です。政府は、この国籍法の改正は、今回の民法改正により、事実上反する認知についてその効力を争うことができる期間が設けられることを前提として、たとえ事実上反する認知の効力を争えなくなった場合でも、事実上反する認知によつては日本国籍を取得することができないことを明らかにする規定である旨説明しております。

認知により日本国籍を取得した子について、血

縁関係がないことが明らかになった場合、その子に何ら責任がなくても、国籍取得時に遡って日本国籍を失い、在留資格のない非正規滞在の扱いを受けることとなります。とすれば、日本で生まれ、日本人として円満に暮らしてきた生活の基盤、日本人としての名前や、就職していればその職、自らのアイデンティティーが奪われるという重大な不利益を受けます。さらに、日本国籍を失った結果、いずれの国籍も持たない無国籍になっってしまう危険があります。それは、国際人権基準に反する非人道的なことです。

先日の当委員会で、政府は、従前からの確立した規律を明文化すると答弁しました。ところが、その運用によって国籍を遡って喪失した件数も、その後の出国の有無や在留許可の実情、帰化が認められたのか否かも、統計的に把握していないことが明らかになりました。改正案の重要な立法事実である確立した規律の実態を説明できない条文を、拙速に成立させるべきではありません。

当委員会では、国連難民高等弁務官事務所の見解を、無戸籍ゼロと一緒に無国籍ゼロ、それと一緒に進めていくために修正が望ましいと述べられました。

井戸参考人も、無戸籍者、そして無国籍になるおそれがある場合も含めて、まずは何よりも先に登録されるという法律の枠組みが必要なのではないかと述べられました。

窪田参考人も、非常に深刻なものであって、特に無国籍になる場合ということに関しての一定の対応が必要と述べられました。

また、二宮参考人は、本法案が認知の無効の訴えに関する出訴権者や出訴期間を限定している点を指摘し、国家的利益が関わることだといっても、身分関係の安定性という国民の親子関係に関わることを不当に介入することは許されないと述べられました。

参考人が、そうして深刻な問題を指摘したので

このようない理由から、国籍法第三条第三項に関する改正規定は本法律案から削除すべきであると

考えます。

以下、修正案の概要について御説明申し上げます。

第一に、認知について反対の事実があるときは、認知された子の国籍の取得に係る規定は適用しないものとする国籍法第三条の改正規定を削除することとしております。

第二に、所要の規定を整理することとしております。

以上が修正案の趣旨であります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(杉久武君) これより原案及び修正案について討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに民法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、仁比君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(杉久武君) 少数と認めます。よって、仁比君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(杉久武君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、牧山君から発言を求められておりますので、これを許します。牧山ひろえ君。

○牧山ひろえ君 私は、ただいま可決されました民法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、立憲民主・社民、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止など本法による改正内容について十分な周知に努めること。特に、本法の施行の日前に生まれた子に適用される子及び母の否認権の行使については本法の施行の日から一年間に限り認められていることに鑑み、対象となる無戸籍者等に対する周知が遺漏なく行われるよう努めること。

二 本改正が無戸籍者対策として行われることに伴い、無戸籍者が司法手続を利用しやすくなるための支援や、行政サービスを受けられるよう、関係機関が綿密な連携に努めること。

三 母や子が父を相手に否認権を行使するに当たり、DVや児童虐待等がある場合があることを踏まえ、相手方と対面することなく、また、相手方に住所等を知られることなく手続を行うことができる措置を講じるなどの柔軟な運用について周知すること。

四 本法施行後も、本改正が無戸籍者問題の解消に資するものとなっているかを継続して検証し、必要に応じて、嫡出推定制度等について更なる検討を行うこと。

五 国籍法第三条の改正により、国籍取得後に事実上反する認知が明らかとなった場合には、認知の無効を争うことができなくなった後であっても当該認知された子の国籍取得が当初から無効であったこととなり日本国籍が認められなくなることを踏まえ、無国籍者の発生防止・削減の観点や日本人として生活していた実態等を十分に勘案して、当該子の法的地位を速やかに安定させるよう、帰化又は在留資格の付与に係る手続において柔軟かつ人道的な対応を行うこと。

六 政府は、本法施行後、国籍取得後に事実上反する認知が明らかになり、国籍取得が当初から無効となる子の件数及びその原因を把握し、必要に応じて、それに伴う課題等の有無を検討すること。

七 民法の懲戒権の規定に関しては、児童虐待の口実として使われることを防止するために当該規定の削除等が行われることを踏まえ、体罰等は許されないという認識を社会全体で共有するために積極的かつ細やかな広報活動を行うなど、本改正の趣旨についての周知徹底及び関係機関との連携に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(杉久武君) ただいま牧山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(杉久武君) 全会一致と認めます。よって、牧山君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、齋藤法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。齋藤法務大臣。

○国務大臣(齋藤健君) ただいま可決されました民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましても、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

また、最高裁判所に係る附帯決議につきましても、最高裁判所にその趣旨を伝えたいと存じます。

○委員長(杉久武君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり

○委員長(杉久武君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十八分散会

(参照)

民法等の一部を改正する法律案に対する修正案

民法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第一条ただし書中「第四条」を「第三条」に改める。

附則第四条第一項中「第五条」を「第四条」に改め、同条第二項中「第五条」を「第四条」に、「第七条」

を「第六条」に改める。

十二月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第二〇八号)(第二四四号)

一、元々日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願(第二七六号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第二七七号)

一、子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願(第二七八号)

第二〇八号 令和四年十一月二十八日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 大阪府高槻市 河田玲子 外二百四十九名

紹介議員 水道橋博士君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第二四四号 令和四年十一月二十八日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 富山県高岡市 湊麻季 外二百五十二名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第二七六号 令和四年十二月一日受理

元々日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願

請願者 フランス共和国セネガル県グレッシー町 宮越ビレー千代美 外二十三名

紹介議員 石橋 通宏君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二七七号 令和四年十二月一日受理
国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 フランス共和国セネガル県グレッシー町 宮越ビレー千代美 外十七名

紹介議員 石橋 通宏君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二七八号 令和四年十二月一日受理

子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願

請願者 さいたま市 笹本てる美 外七十四名

紹介議員 寺田 静君

児童買春・児童ポルノ禁止法の成立から二十三年、第二次改正からも八年を経た今日、横行する子供の性的商品化や、性搾取・虐待を撲滅し、子供の性被害を無くすために、また、G P E V A C(子どもに対する暴力撲滅のためのグローバル・パートナーシップ)推進国の使命として、二〇一九年二月発表の国連子ども権利委員会による日本政府への勧告の内容を十分に検討し、性被害の現状を改善する抜本的な第三次改正を成し遂げるよう求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、子供、又は主に子供のように見えるよう描かれた者が明白な性的行為を行っている画像及び描写、又は、性的目的で子供の体的部位の描写を製造、流通、頒布、提供、販売、アクセス、閲覧及び所持することを犯罪化すること。
二、「女子高生サービス」や子供エロティカのように、子供買春及び子供の性搾取を助長し、又は、これらにつながる商業活動を禁止すること。
三、加害者に責任を果たさせ被害者となった子供たちの救済を確実なものとするために、オンライン及びオフラインでの子供の売買、子供買

春、子供ポルノに係る犯罪を捜査、訴追し、処罰する努力を強化すること。

四、生徒、親、教員及びケア提供者を対象として、新しい技術に伴うリスク、及び安全なインターネットの利用法についてキャンペーンを含む意識喚起プログラムを強化すること。

五、子供の売買、子供買春、子供ポルノに関する国連特別報告者の勧告(A/HRC/31/58/Add.1, para. 74)を実施すること。

十二月七日本委員会に左の案件が付託された。

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第四一四号)

一、元々日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願(第四二三号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第四二四号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第四二五号)

一、選択的夫婦別姓制度導入の民法改正に関する請願(第四二六号)

第四一四号 令和四年十二月二日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 和歌山県橋本市 塩野敏章 外二百八十一名

紹介議員 芳賀 道也君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第四二三号 令和四年十二月五日受理

元々日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願

請願者 東京都港区 リード眞澄 外三十五名

紹介議員 浅尾慶一郎君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第四二四号 令和四年十二月五日受理
国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 東京都港区 リード眞澄 外二十
六名

紹介議員 浅尾慶一郎君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第四二五号 令和四年十二月五日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に
関する請願

請願者 大阪府八尾市 岡野登美子 外二
百四十九名

紹介議員 吉田 忠智君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第四二六号 令和四年十二月五日受理

選択的夫婦別姓制度導入の民法改正に関する請願

請願者 広島県廿日市市 岡部美鈴 外十
二名

紹介議員 高良 鉄美君

法制審議会が一九九六年二月、選択的夫婦別姓
制度導入の民法改正を答申してから四半世紀が過
ぎた。この間、答申にあった婚外子相続分や再婚
禁止期間、婚姻最低年齢の規定の改正が行われた
が、選択的夫婦別姓制度導入は法改正の見通しす
ら立っていない。最高裁は二〇一五年十二月、結
婚改姓による不利益を認めながら、民法第七百五
十条の規定を合憲と判断し、法改正の議論は国会
に委ねた。しかし、最高裁判決から五年以上たっ
ても、民法改正に向けた議論はほとんど行われて
いない。政府が二〇一七年に行った家族の法制に
関する世論調査では、選択的夫婦別姓制度に賛成
が反対を大幅に上回った。また、報道機関や研究
機関が行ったアンケート調査でも、選択的夫婦別
姓制度に賛成が圧倒的多数を占めている。これま
で政府は、世論調査で賛否が拮抗（きっこう）しているとして
慎重な姿勢を示していたが、大多数が賛成になっ
た今、停滞させる理由はもはや成り立たない。そ

もそも、人権問題を世論の多寡に委ね続け、解決
を怠ることは許されない。国連女性差別撤廃委員
会からも繰り返し法改正するよう勧告を受けてい
る。さらに、多くの地方議会が選択的夫婦別姓制
度や議論を求める請願を採択するなど、全国で法
改正を求める声は高まっている。
ついては、選択的夫婦別姓制度が実現するよ
う、次の事項について実現を図られたい。
一、選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を行
うこと。